

「安全・改革・貢献」—安全を第一に、改革をおこたらず、社会に貢献する—

トラック広報

情報
NOW

2018

9

平成30年9月15日発行(毎月1回15日発行)(通巻657号) No. 657

今月のトラガール



丸常運送
株式会社

池田恭子さん

》CONTENTS

- 特集 大阪のトラガール
- 記事 岐路に立つトラック輸送 未来を見据えた各社の取組み
- 記事 全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会 表彰式
- 記事 大阪府貨物自動車適正化事業実施機関による 平成30年度 第1回集団指導講習会を開催
- 記事 平成30年度 第1回 運行管理者試験問題と解答(貨物)
- その他

》今月のお知らせ

- ◎ 平成30年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」について
- ◎ 各種助成事業に関するお知らせ
- ◎ その他

》今月の挟み込み

- ◇ 謹んで台風21号のお見舞いを申し上げます
- ◇ トラック広報「読者アンケート」(今後ともより良い誌面作りに努めてまいりますので、皆さまの声をお聞かせください)
- ◇ 2018おおさか交通安全ファミリーフェスティバル
- ◇ 平成30年度「整備管理者」選任後研修の開催について(ご通知)(再掲載)
- ◇ 平成30年度トラック交差点事故防止マニュアル活用セミナーの開催について(ご案内)(再掲載)
- ◇ 平成30年度初任運転者特別講習の開催について(ご案内)
- ◇ 「第36回物流セミナー」の開催について(ご案内)
- ◇ 「引越業者向け家電リサイクル法等に関する説明会」(開催ご案内)
- ◇ 平成30年度「トラック運送事業者のための人材確保セミナー」の開催について
- ◇ 平成30年度「追突事故防止マニュアル」活用セミナーの開催について(ご案内)
- ◇ 特殊車両通行許可制度講習会の開催について(ご案内)
- ◇ 「ストレスチェック制度とストレス軽減対策セミナー」開催のご案内～衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会～
- ◇ 「玉掛け技能講習」の中止のお知らせ
- ◇ 大阪・職場の健康づくりフォーラム～平成30年度 第69回 全国労働衛生週間大阪大会
- ◇ 「腰痛予防セミナー」開催のご案内～衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会～(再掲載)
- ◇ 「安全管理者選任時研修」開催のご案内(再掲載)



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

トラック広報

平成30年9月号 通巻657号

一般社団法人
大阪府トラック協会

9 SEP.
月号

記事

- ◎ **特集** 大阪のトラガール 1
- ◎ 岐路に立つトラック輸送 未来を見据えた各社の取組み 4
- ◎ 全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会 表彰式 10
- 暮らしをつくる・支える・動かす仕事「手に職 発見プロジェクト」に参加 12
- ◎ 大阪府貨物自動車適正化事業実施機関による
平成30年度 第1回集団指導講習会を開催 13
- 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」・
「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会を開催 13
- グリーン・エコプロジェクト 平成30年度8月セミナーを開催 14
- 「第一種衛生管理者試験」 事前準備講習会を開催 15
- 近畿スマートエコ・ロジ協議会が総会を開催 15
- ◎ 平成30年度 第1回 運行管理者試験問題と解答(貨物) 16
- 第33回 全国フォークリフト運転競技大会
大阪府支部出場選手選考会を開催 23
- 会員の皆さまへ
「全ト協青年部 近畿ブロック大会挨拶」 33

お知らせ

- ・平成30年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」について 12
- ・各種助成事業に関するお知らせ 24
- ・健康起因事故と過労死対策～注意すべきは、情報の共有&合わせ技～ 25
- ◆近畿共済のページ 26
- ◆大貨健保のページ 27
- ◆大貨特退共のページ 28
- ◇健康ライフ サプリで認知予防&健康長寿
【オサカナスキヤネ食】でサラサラ血液 毎日食事に取り入れたい8品目 29
- ◇近畿地区軽油価格調査集計表(7月分) 30
- ◇軽油「元売別」購入価格表(7月度) 30
- ◇府下営業用トラック増・減車状況(最近3ヵ月) 30
- ◇Let's Try Cooking 1. 2. 3
【くじゃく卵】 31
- ◇NASVAだより 32
- ◇お悔やみ申し上げます 32
- ◇9月の安全運転実践目標(挟み込み)
事業用貨物自動車の交通事故発生状況



人財基盤



適正化事業部長 川村 高生

6月に長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置を講じるため「働き方改革関連法案」が成立したが、大きく変わるだろうか。当業界は深刻な運転手不足であり、全産業でも少子化による労働力不足である。どこも人材確保に苦勞している状況だが、引き抜きも横行していると聞く。仕事量が変わらず人手が足りなければ当然過重労働になる状況である。取引環境の改善がなくては「働き方改革」の実現は難しいことはいままでもない。一企業で解決でき

る問題ではなく、業界全体・社会全体で意識の改革から取り組むべきである。

一昔前までは社員は使い捨てとまで言われていた時代もあったが、現在は社員こそが会社の財産・宝である。今の若者は生活水準を下げず、残業も減らし、仕事とプライベートを両立できるワークライフバランスを望んでいるようだ。若手のやる気を見出し、ベテラン・熟練者の定年後の雇用とあわせて「人財」の確保・育成が生き残りへの基盤となるだろう。

9月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

秋の全国交通安全運動

9月21日(金)～30日(日)

全国重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と
高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の
交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

大阪重点

二輪車の交通事故防止

- 死亡事故は通勤・通学時間帯の発生が多い！
- 原付・第二種原付乗車中が多い！
- 約6割が右折・直進時と単独の事故！

二輪ライダーの皆さんへ

- 速度を控え、しっかりと周りの安全確認を！
- 車両の間をすり抜ける行為は、危険なのでやめましょう！

四輪ドライバーの皆さんへ

- 二輪車は、遠くに感じてでも意外と近くにあります！
- 交差点右折時は、対向二輪車に十分注意しましょう！



命を守るため
「胸部プロテクター」
を着用しましょう！

LINE@で
交通安全情報発信中！
QRコードから是非登録を！



カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
件数	2,455	2,380	2,342	2,164	2,144
死者数	29	24	29	19	21
負傷者数	2,991	2,993	2,901	2,666	2,684
うち重傷者数	184	185	180	172	178

● 各年の7月末までの確定値

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	1,358	1,295	1,244	1,160	1,093
死者数	13	14	1	9	13
負傷者数	1,695	1,579	1,511	1,436	1,380
うち重傷者数	99	94	103	93	78

● 各年の7月中の確定値

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	222	252	171	193	173
死者数	0	2	1	2	3
負傷者数	276	313	208	246	223
うち重傷者数	10	21	8	13	15

注：件数は事業用貨物自動車が1当となった事故件数、
死者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

大阪の トラ ガール

We are
TRUCK
GIRL

池田恭子さん

丸常運送株式会社
浪速南支部
ドライバー歴: 17年



協会本部で広報を担当している林です。

第5回目では、株式会社マツダ運輸大阪の大山淳子さんを密着取材いたしました。4人子供さんがおられるということで、仕事との両立が大変と話されていました。ただ、「私が今仕事を中心にできているのは、家族の協力があってのこと、長女たちが家事などをしてくれるので、とても感謝しています。」と話された言葉が印象に残りました。

6回目の、今回取材させていただくのは、丸常運送株式会社の池田恭子さんです。

丸常運送は、長尺物を専門に輸送をされていると聞いています。池田さんには、普段、荷物を運ばれて苦労されていることや、女性としてのプライベートな部分、特に休日の過ごし方などのお話をお伺いしたいと思います。



Q: どうして「トラガール」に?

A: アルバイト先でトラックに乗っている女の子を見て、かっこいいと思ったのがきっかけです。

Q: トラガールになってみてどうでしたか?

A: 思ったより大変でした。

Q: 4月から取材させていただいていますが、今までのトラガールの方も苦労されているお話を伺いましたが、池田さんは、どういったところが大変でしたか?

A: 雨の日が一番大変かな、特にシートをかぶせたり、取ったりするのが大変です。お客さんが1件じゃないので、その都度シートを取る必要があるので凄く手間ですね。

Q: 仕事で乗ってるトラックは?

A: 日野の4トントラックです。塗装がめちゃくちゃ派手ですよ。

Q: 初めてトラックを運転したときはどんな感じでしたか?

丁度17年前になるんですよ。

A: そうですね、運転免許を取得してすぐに働いて、ほとんどが車を運転する仕事に携わってきました。

Q: 運転系が好きだったんですか?

A: 車を運転しているんな所に行くのが良

かったのでピッタリ嵌りましたね。

Q: 毎日トラックを運転されていて気がつかっていることはありますか?

A: 大阪市内をよく走りますが、人が多いので、歩行者や原付バイクの巻き込みには充分注意しています。

Q: 今まで事故とかは?

A: ないですね

私は軽自動車に乗ってるんですが、内輪差がわからなくて、よく擦ったりするんですよ(笑)

普段仕事でトラックに乗っていて、たまに乗用車乗ったらめちゃくちゃ下手な時がありますよ。

Q: 主に運んでいる荷物は?

A: お客様が粟井鋼商事さんで、主に特殊鋼がメインです。

Q: 先ほど粟井鋼商事さんで、機械で荷積みしてるところを拝見させていただきましたが手積み手卸しとかはないんですか?

A: 基本的には、全て機械です。たまに特殊鋼でも細いものがあって、重さで言うと10k、20キロのものは手で卸すときもあります。

Q: 今日機械で積んでいたの、どのくらいですか?

A: 3トンくらいありますよ。

えっそんなに重いんですか、私でも頑張ったら持てそうにみえました、無理です(笑)

Q: どの辺りまで行かれますか?

A: 昔は長距離も行りましたが、こちらでお世話になってからは大阪市内ですね。

Q: こちらに来る前というのは毎日不規則だったんですか?

A: めちゃくちゃ不規則でしたね、「おっちゃん化」してしまいましたよ(笑)

それで、ちゃんと時間が決まるところで働きだしたんですね。

ほんとは、トラックを運転するのは卒業したかったのですが、こちらで採用されてすぐに午前中のみトラックでの仕事があったので、昼からは事務ワークで主に伝票整理ですね。殆ど、毎日同じ時間に終わってます。



Q:1日トラックに乗っているよりは、ちょっとは楽ですか

A:ずっと乗っていることを考えたら、しんどさは半減しますよ。

Q:トラックを運転しているとき、池田さんが、この場所が良いとか、ここのSAの食べ物が美味しいとかありますか

A:一人で御飯屋さんに入って食べるのは苦手なので入らなかつたですね、静岡方面を走っていたら富士山が見えた時は凄く感動しました。

Q:トラガールのやりがいとは?

A:荷物を届けた時にありがとうとってもらえること

Q:上司の方やお客様から掛けられた言葉で一番印象に残っている言葉は?

A:「女のドライバーは珍しいなあ」とか、女であるという目でみてるからやと思うんですが、「運転上手いな」とか言われたことがあります。

Q:折角なので、会社に対して何か聞いて欲しいことや施設関係の改善とか要望はありますか

A:凄く良くしてくれるので、要望とかは無いです。

Q:毎日出社時間は早いですか。

A:今日は来られるいうのを聞いていたので、いつもよりちょっとだけ早いです。いつもは、午前6時45分に出社して、業務の終了は午後4時までです。

4時に終わるのは良いですね

この業界で、こういう行程のところはめったに無いですね。

Q:残業はありますか

A:基本的には無いですよ。

1度、事故で道が渋滞していて全く動かず、それで帰ってくるのが4時を過ぎたときがありました。

【普段行っている仕事のポイントは】

A:荷締、商品事故を起さないことです。

Q:今後の目標は?

A:今までどおり、「無事故、無違反、商品事故なし」でいきたいです。

荷主様のコメント

粟井鋼商事株式会社 南港センター

近松敏浩部長待遇

「池田さんは、いつも元気で明るい娘ですね、仕事もテキパキしてくれるので、早く積み込みができています」

池田さんのある1日のお仕事

6:30 出社

点呼、アルコールチェック



運行前点検



6:50 荷主の粟井鋼商事

(住之江区南港)に向けて出発



7:30 粟井鋼商事に着

荷物(特殊鋼)を積み込む



8:00 大阪市内のお客様のところに荷物を配達



9:00 粟井鋼商事で2回目の積み込み終了



9:30 大阪市内のお客様のところに荷物を配達



12:00 帰社

点呼、アルコールチェック



13:00 事務ワーク



16:00 業務終了



ここからは、ちょっとだけ
プライベートなことをお聞きして
いいですか

Q:ご結婚はされていますか?

A:してないです。

Q:1人暮らしですか

A:いえ、一緒に住んでいる人は居ますが、籍は入れてないです。

Q:2人で生活してるんですか

A:そう、2人と犬が4匹です。

Q:種類は何ですか

A:ジャクラッセルテリアが3匹とミニチュウワックスが1匹です。

ジャクラッセルテリアって友達も飼っているんですが、凄く騒がしいですね
3匹おったらイライラしますね。

Q:これ以上増えることはないですか

A:お金もかかるし、絶対ないですよ

Q:散歩とかは行けてますか

A:1日1回ですね、朝は早いので夜に散歩に行ってます。

犬の話は横において置きますね

Q:池田さんが一緒に暮らしてる方はどんな感じの方ですか

A:同じ会社に居てるんですよ、だいぶ年上です。

Q:だいぶ年上なんですね、話が合わないときとかは無いですか

A:普通に暮らして喋っているのも思ってたこと無いですね

Q:普段料理は池田さんが作るんですか

A:作ってますね、得意料理はこれっていうのはないですが、レンジで小松菜と薄あげの煮浸しは楽なので良く作ります。

Q:お昼ごはんはお弁当を作ってるんですか

A:夏は腐るので、お弁当を買ったりしますね。

Q:寒い時期は作るんですか

A:作る時もあります。というか前日の晩御飯のおかずが残らないんですよ。出せば全てなくなるので、お弁当の材料がなくなってしまうんですよ。(笑)

Q:お休みの日はキャンプとか行かれるんですか

A:大型連休の時にいきますね

Q:沢山お休みとれるんですか

A:うちの会社はカレンダーどおりなので、その時に行ってますね。

Q:キャンプはどの辺りによくいけますか

A:この間は琵琶湖に行ってきました。他、淡路島や愛知県にもいきましたよ。テントで寝るんですよ
そうですね。

私は虫がダメなんですけどテントの中には出ないんですか

プンブン言っていましたよ、この間も騒がしかった目が覚めたら蟬が上のほうで飛んでました(笑)

丸常運送株式会社

〔代表取締役社長 竹谷 徳一〕

- ・本社所在地 大阪市中央区瓦屋町1-11-17
- ・設立 昭和27年
- ・従業員数 60人(ドライバー 50人)
- ・車両台数 50台
- ・特色 主に長尺物専門の小口混載便を展開しています(近畿一円)



竹谷社長

今回は池田恭子さんの会社の竹谷社長にお伺いいたします。

Q.社長から見た池田さん(トラガール)はこんな人!

A. 明るくて真面目で非常に気が利く人です。

Q.池田さん(トラガール)の仕事ぶりは

A. 負けず嫌いな面があり、それが丁寧かつ確実な作業につながっている。

Q.トラガールは社内に何人いますか

A. 1人です。

Q.池田さん(トラガール)を採用した理由は

A. 当初は、当社の仕事内容から「男性しかできないかな」と考えていましたが事務員を増員する際に、たまたま半日運行の仕事に空きが出来

た為、トラガールの採用でも対応出来るのではと。他にもメリットなど考え方が変わりました。

Q.採用して変わったことは

A. 職場内(ドライバー間)の会話の中で華が出来たような感じになりました。

Q.トラガールの採用の難しさは

A. 女性専用の施設の整備や男性ドライバーの言葉遣いです。

Q.今後もトラガールを採用しますか。その理由は

A. 今後のドライバー確保という観点では、まず自社の労働環境を改善し、トラガールを活用していく事で、男の職場(3K)のイメージを払拭していきたい

Q:普段の生活と仕事の両立は難しいですか

A:多分できていますと思います。

Q:池田さんのある1日の休日、朝から夜までどんなふうに過ごされていますか

A:朝8、9時に起きて洗濯物を干して、犬をドッグランに連れて行ったりしていたら夕方まで晩御飯の支度をして食べて、夜10時頃には寝ます。

Q:最後に運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

A:男の人が多い分、きつい事を言われる事が多々あるけど、色々勉強ができて面白いと思います。

他、いろいろな場所にも行けるし、トラックの中は一人なので気分的にも楽しいですよ



普段着です。



職場の皆様です

岐路に立つトラック輸送

未来を見据えた各社の取組み

トラック運送業界を取り巻く経営環境は依然として厳しい。昨年の11月には画期的な改正運送約款が施行されたが、その効果が反映されるにはもう少し時間が必要である。一時は落ち着いていた燃料価格も、本年1月にスタンド平均で100円を超え、5月にはローリー平均でも100円を超えるなど再び高騰の恐れを含んでいる。その他にも業界の経営を圧迫する問題は多数あるが、中でも喫近の問題となっているのが労働力不足である。労働力不足による業界の苦境は、一般各紙にも取り上げられたため広く社会の知るところとなり、荷主企業との取引だけを考えるなら業界にと

って追い風となる一面はある。しかし、このままの状況が続けば事業の拡大どころか、事業の継続すら危ぶまれる恐れも含んでいる。この問題の解決策としては、若年層をはじめとする労働者に魅力を感じてもらえるようなイメージアップ戦略と、生産性の向上に努めるしかない。特に生産性の向上については、近年の技術革新に伴いITやAIの導入が飛躍的に進められており、業界のあり方を大きく変える可能性もあり、業界はまさに今、時代の流れによって変化する岐路に立っている。そんな業界の未来を見据えながら、独自の取組みを行なう会員事業者3社に取材した。

ロボットにはできない仕事を 目指して

丸正運送株式会社

橋本 充雄 代表取締役
(第六支部)



橋本
充雄
代表取締役

労働力が不足し、新規採用も思うようにいかない現状で、3月から4月にかけて6人ものドライバー採用に成功した会社がある。当協会第六支部所属の丸正運送(株)である。同社の橋本充雄代表取締役に新規採用の取組みを取材させていただいたところ、「結局ね、普通のことが一番大事なんだと思いますよ」と教えていただいた。

Q. この採用難の時代に6人も採用できた理由は何でしょう。

A. 正直、これといった取組みはしていませんね。強いてあげれば、面接の時間を長くとするようにしたことです。今まではどちらかというと、採用してから当社の理念であるとか事業方針を教えるスタンスだったんですが、最近は面接のときに理念や事業方針を説明します。会社の

理念や方針に共感していただくというのは、やっぱり一番大切なことだと思いますから。それから、実際にやっていただく仕事についても作業内容やタイムスケジュールを詳細に説明するようにしました。ですから、中には条件が合わないとか先方から断られるケースもあります。今回も15人面接して、採用したのは6人でした。もちろん、当社からお断りした方もありました。

Q. それでも15人も面接に来られたのは凄いですね。

A. そうですね。そこはコンサルのアドバイスも受けながら、少しホームページを工夫しました。今回の応募者は30歳以下の方、それも未経験者が多かったんですが、そこは意図的に未経験者優遇を前面に押し出して、同時に提供する情報量を多くすることで若い人向けにしてみました。

た。これは当社だけではないと思いますが、30歳以上の方は情報量が多いと避ける傾向があるようです。

Q. なるほど、そうなんです。しかし、未経験者が多いと教育の面などで苦勞されるのではないですか。

A. いや、そんなことは無いですよ。経験者が来てもすぐに一人で行かせることはしませんし、当然ですが教育期間は必要ですから、そこは未経験者も変わりません。それに、未経験者の教育を担うことで既存の社員にも相乗効果がみられますし却ってよい面も多いと思います。それから、当社ではどの仕事も誰もがができるよう仕事の平準化を目指していますので、そういった面でも未経験者は歓迎です。

Q. 給与面はいかがですか。何か工夫はされてますか。

A. 工夫と言えるかどうかはわかりませんが、減点方式から加点方式に変更はしました。以前は無事故手当を出していたんですが、これがドライバーにとってはプラスイメージでも、家族、特に奥さんにとってはマイナスイメージだったんですね。無事故なら貰えるけれども、事故をしたら減らされるという感覚です。ですから、愛車手当として月に一回洗車とワックスをしたら手当を出す、日報をきちんとつけるとか掃除をすとか、簡単なことでも達成すれば手当を支給するという加点方式に切り替えました。こうした取組みも本来は既存社員向けに始めたんですが、これが意外にも新規に応募してくる方にも好評なんです。就職先を探しているときに、やっぱり既婚者だと奥さんに相談する。その時に事故をしても弁償なくていいというのは、家計を切り盛りする奥さんからは評判がいいようです。

Q. 新卒者とか女性ドライバーについてはどうお考えですか。

A. 本当は、新卒とかトラガールの話ができた方が記事としてはおもしろいんですが、正直なところどちらも当社レベルではハードルが高いですね。新卒の場合は40年以上のキャリアプランなんてとても組めないですし、トラガールを受け入れる準備もまだまだ整ってないです。そもそも当社には、トラガール向けの仕事って少ないんですよ。ただ、実際にはトラガールは居るんですよ。当社の募集案内を見られて、面接に来られたので包み隠さずに仕事内容と時間帯を説明して、てっきり断られるものと考えていたら

やってみたいと言うので、横乗りで試してみたら続けたいと。それで今も働いてくれています。

Q. 今後の運送事業はどうなっていくんでしょうか。

A. 運送事業自体は無くならないと思います。よくトラック輸送の利点として「フレキシブル」と言われますが、それって融通の利くってという意味だと思うんです。実際、トラック輸送って便利だと思うんですよ。人間は便利なものはなかなか手放せないと思うんで、形はある程度は変化するとは思いますが、トラック輸送自体は絶対に無くならないと考えています。



Q. では将来のトラック輸送において必要とされる人材とはどのようなものでしょうか。

A. いま当社に応募してこられる人っていわゆる「ゆとり世代」が多くなってきています。実際、40歳くらいまでの人って素直だと思います。逆に40歳以上の人は考え方が凝り固まっている気がしますね。先に言ったように当社では仕事の平準化を目指しています。昔はエキスパートがもてはやされていた時代もありました。無茶をするのがある種の美德というか、それこそどれだけ長距離を行ったとか、積卸がどれだけ早いとか。でもいまはそんな時代ではないです。職人気質よりもコミュニケーションが取れることの方がずっと大切です。変に職人気質で、荷主さんからの要望を撥ねつけるよりも、一度考えてみますって言う社員の方が会社にとってもありがたい。荷主さんだって素直なドライバーがいいに決まっています。結局ね、普通のことが一番大事なのだと思いますよ。困っている人がいれば声をかける、ごみが落ちていたら拾う、元気な声であいさつする、遅れたらごめんなさいと謝る、そういうことが大切だと思います。当社のトラガールは電線を運んでいます。結構重たいんです。現場ではもちろん自分でも積

卸をしています。荷主さんの作業員さんも手伝ってくれているようです。それも彼女の素直さや愛嬌が受け入れられている結果だと思います。これから少子高齢化が進めば、荷物の小型化や地域密着化が進んでいくと思います。そう

被害者だけでなく 加害者の家族のためにも

株式会社篠原陸運

敷地 英也 統括部長
(南大阪支部)

「採算ベースで言えば完全な赤字です」そう話してくれたのは、当協会南大阪支部所属の(株)篠原陸運の敷地英也統括部長である。同社が新たに開発されたドライバーによる交通情報の共有アプリを取材させていただいた。

Q. このアプリの開発に至った経緯を教えてください。

A. 端的に言うと弊社社長の鶴の一声です。「何か事故防止につながる方策を検討しろ」と。

Q. 事故防止は業界にとっての最重要課題ですが、なかなか効果を上げるのは難しいです。

A. そうなんです。報道等を見ている、渋滞情報を知っているはずなのに追突事故を起こしてしまう、そんなケースを目にします。そんな時、実際に走っているドライバーがより具体的な位置情報を発信し、その情報を共有できたなら事故防止につながるのではないかというのが、このアプリ開発の発想です。

Q. このアプリは社内だけでなく、一般に向けても無料で解放されていますね。

A. はい。弊社だけでなく、業界全体の事故防止が目的ですから無料で提供しています。ただ、正直なところアプリの開発だけでもかなりの金額を使っていますし、毎月のランニングコストも必要です。採算ベースで言えば完全な赤字です。それでも続けていけるのは、社長の事故防止にかける強い思いからです。社長からは「このアプリが重大事故の防止に1件でもつながれば価

なった時、会社が生き残れるかどうかは社員に、特にドライバーにかかっていると思うんです。でも、ロボットにはできない仕事を目指していけば、将来を悲観する必要はないと考えています。



「磨く」を表しているロゴマーク。車だけでなく人も磨く、全てを磨くという意味が込められています。

値はある」と言われています。しかし弊社も営利事業ですから、いつまでも赤字を続けるわけにはいかないので広告を募集したりもしていますが、これで儲けようというつもりはありません。あくまでアプリの継続だけを目的としています。タイムリーに現場の情報を提供することがこのアプリの特徴であり、そのためには続けていかなければ意味がありませんから。

Q. 確かにドライバーさんが持っている情報、特に道路状況に関しては貴重ですよ。

A. そうですね。やはり実際に走っているというのは大きいですね。それと、他社さんでもそうだと思いますが、弊社でもドライバーあつてのトラック輸送だと考えています。今は本当に技術革新が凄くて自動運転も夢ではなくなってきました。それでも弊社では有人のトラック輸送は絶対に無くならないと考えています。ですから将来的にも絶対にドライバーは要る。今は労働力不足がいられていますが、その一因が業界イメージにあると弊社では考えています。そして、業界イメージを損なう一番の原因は事故だと思います。

Q. そうですね。昔から業界には危険というイメージがありますが、それは事故に大きな要因がありますよね。

A. はい。それに、特に弊社の社長の強い思いとして「家族を苦しめたくない」というのがあります。実際に交通事故が起こった場合、被害者は

もちろん加害者も不幸になりますが、さらに双方の家族も苦しむことになります。弊社社長はその家族の苦しみを何とかしたいという思いが強いんです。

Q. いま御社では 320 台の車両を保有されています。規模からいくと家庭的というには少し大きすぎる気がしますね。

A. そうですね。ありがたいことに多くの荷主さんからお仕事をいただいて、ここまで成長することができました。でも、今でも創業当時のまま、家庭的な部分はありますよ。

Q. 御社は平成 3 年の創業ですから、割と歴史は浅いですよね。

A. そうですね。ようやく四半世紀が過ぎたところですね。もともと弊社社長が 4 t トラックで生鮮食品を運び始めたのが当社のルーツで、私も当時のメンバーで 2 t トラックに乗っていました。当時から社長は「トラックを綺麗にきなさい」が口癖で、社員は頻繁に洗車していました。それから、幸いに経営が軌道に乗って、多くの荷主さんからお仕事をいただく機会が増えていきましたが、社長の方針が「荷主さんからの依頼を断るな」だったんですから、勢い車種が増えていったんですね。

Q. そういえば御社の保有車両は平ボディからハコ車、ユニック、冷蔵冷凍、トレーラと多種にわたっていますね。

A. そうなんです。創業当時は平ボディばかりでしたから、私たちも洗車が楽だったんですが、車種が増えると洗車も大変になりますよね。それで社長がドライバーが少しでも楽になるように、給油施設の横に洗車機を設置してくれました。

Q. 社長様は綺麗好きなんですね。

A. 残念ながらあまり知られていませんが、当社のロゴマーク、あれは「磨く」を表しているんですよ。車だけでなく人も磨く、全てを磨くという意味が込められています。詳しくは弊社のホームページに記載していますが、きれいに磨かれた車でお届けすることは自ずとより良いサービスの向上につながるというのが弊社の原点です。同時に従業員とその家族を大切にするというのも弊社の原点でして、今も駐車場とか事務所の周辺を自主的に掃除した社員には社長から旅行券とかお米などをプレゼントしていますが、これも社長のドライバーの家族に喜んで

らいたいとの思いからです。

Q. 家族に手厚いのは一貫した社長のお考えなんですね。

A. 実は弊社社長は母子家庭で育てられたそうで、かなり苦労されたんだと思います。そうした経験が社員だけでなく家族にも向けられるんじゃないでしょうか。当社が最近取組んでいる事業にパレットの洗浄がありますが、これも社長の思いから始めた事業でして、それこそ事故を起こしてしまってトラックに乗務できなくなったり、体力的にきつくなってトラックを降りたとしても、退社させずにパレット洗浄で雇用できる。雇用できれば家族の生活を支えられるとの思いからです。弊社では倉庫業も行っていますが、これも同様で利益の追求というよりは社員を少しでも長く雇用するというのが目的になっています。

Q. そういう社員を大切にしている企業方針がこのアプリにつながっているんですね。

A. 先ほども言いましたが、当社は平成 3 年の創業です。物流二法の改正後、バブル景気も崩壊していましたが、でもまだ運送事業が成長できる環境にありました。当時はメンバー全員が、本当にがむしゃらに働きました。自分たちの頑張りが会社を大きくするという実感がありましたし、それが嬉しかったですね。でも、今は運送事業が成長できる環境にはないと思っています。確かに、約款の改正や労働力不足から荷主さんの理解が得やすくなっており、運賃も上げていただきやすくなっています。けれど一方で労働時間の制約が厳しくて、そのしわ寄せはドライバーにきています。弊社でも最近の面接では給与額よりも休日を優先する方が多くなってきていますが、そういう方も家庭を持つとやはり少しでも多くの給与を必要とします。でも、労働時間の制約があって長時間の勤務ができないと、運賃が多少上がったところで満足いく給与は出せないのが実情です。それに、これは私の経験から誤解を恐れずに言わせてもらうと、ドライバーの労働時間は確かに長いですが、意外と休憩している時間も多いです。また、昔は弊社でも長距離を長時間走っていた時期もありましたが、弊社では当時も今も事故の件数はあまり変わりません。その理由を私は、ドライバーのモチベーションにあるんだと思っています。繰り返しになりますが、これからのドライ

バーは国の方針に従って、ある意味でサラリーマンになっていく。それはそれで悪くはないでしょうが、昔のようにがんがん仕事をするという姿勢ではなくなってしまいます。そうするとドライバーという職にやる気が持てなくなり、運転にも惰性がみられるようになる。そこで、このアプリにドライバー自身が参加し、事故防止に貢献していると感じることで、ドライバーという職にやる気を見出して欲しい。また、このアプリは交通状況だけでなく、子どもたちを守るために不審者情報も共有できるようになっています。毎日、いろんな道を走っているドライバーだからこそ有効な情報を発信することができると思うんです。そして、そうした地域

活動に貢献することで、さらにドライバーがモチベーションを上げられる、そんな風にこのアプリを活用していきたいと考えていますし、弊社だけではなく共感していただける同業者やドライバーが増えることを願っています。



このアプリへのお問い合わせは下記にお願いします。
 会社名：株式会社篠原陸運 担当者：敷地英也
 TEL 072-950-1111 FAX 072-950-0111

女性が働き易い 職場創りを目指して

鮎陸運倉庫株式会社

田中 光洋 取締役部長
 (東北支部)



田中
光洋
取締役部長

「一企業が生き残っていく為には、運送以外のことも考え色々工夫していく必要がある。」と語ってくれたのは、当協会東北支部所属の鮎陸運倉庫株式会社の田中光洋取締役部長である。同社が女性雇用を推進していく為に、この4月から保育園を開園されたことについて取材させていただいた。

Q. 女性雇用を推進していくきっかけとなったのは

A. 人材確保というのは、高齢者が増加している中、若い方は免許も持っていない状態で、ドライバーを確保するには、外国の方か女性の方かどちらかの選択をせまられているのがある程度あるんですよ、外国の方は言語の問題がありますよね、当然免許証の問題もあるので、そうなれば女性の方の力をこれからはどんどんお借りして行って、会社としても、女性の方が気持ちよく仕事ができるような形を創っていければ、結果、皆が気持ちよく仕事をできるようにになればいいなというところからです。

Q. 男の社会に女性が入ることによって色々変化はできますよね。

A. そうです。女性が入って楽にというと語弊がありますが、普通に仕事ができれば、高齢者でも男性の方でも楽に仕事ができるでしょうし、そういう意味では負担の少ない業態を創っていきたいなというのが最終的にはあります。その中で女性を雇用して仕事が普通にできるようになれば、人材の確保もできるんじゃないかなというのが当社の考えです。

Q. ということは、女性の方を雇用し、その方たちが働き易い環境を創る一つとして保育園の開設に繋がるのですね。

A. はい。当社の輸送荷物は、食品と自動車部品が主体です。食品については近畿圏が輸送範囲で朝が早い時間帯の時も当然でできます。そういう時に、お母さん、お父さんが毎日会社に勤めて、お子様を身近に預けるところがあれば、安心して仕事にも集中できるだろうし、仕事が終われば、いち早くお子様を迎えに行くことができる。雇用される側にとっては、働き易い環境というのが一番大切なのではないでしょうか。

Q. そうですね。自分の勤め先の中に保育園があれば安心して仕事に集中できますね。

独身の方で求職者の方もおられると思いますが

A. そういう方こそ、結婚して子供が生まれ、産休のあと、会社に復帰する際、お子様の事を考えなくて済みますよね。若い方でも将来の事を考えて就活している人もおられると思います。是非、当社のホームページを見ていただければと思います。

Q. その保育園の事について聞かせてください。

開設された時期と保育園の名前は

A. 今年の4月から開設しており、名前は、「チャレンジキッズ保育園」です。

当社の敷地内に建設いたしました。

Q. 現在のお子様の人数は

A. 3歳児までで8名です。

この8名の内、2名が当社の従業員で、4名が保育園周辺の企業にお勤めされている方、残り2名は付近住宅の一般の方のお子様です。今年度中には、19名まで増やせればと思っています。

Q. この保育園の運営体制なんかお聞きしていいですか

A. はい、運営については、全国で160の保育園等を運営している会社に業務委託しています。ただし、当社から責任者という形で従業員1名を出向させています。

Q. その責任者のお子様が、保育園に入園されるとか

A. そうなんです。女性ドライバーは募集しても問い合わせは結構あるんですが、雇用までは中々至ってないのが現状です。この従業員は事務員募集したときに、保育園のお話をしたのがきっかけで当社に入社し、出向で「チャレンジキッズ保育園」に行きついでいます。

Q. その方と先ほど少しだけお話をさせていただいたのですが、「他の保育園は、料金が安く、安いところは順番待ちのところもあって、こちらは、従業員なら料金負担がないんですよ、それに自分の子供を見ながら仕事ができるというのは、本当に会社に感謝しています」とおっしゃっていました。

A. そうですね、保育料金は、パンフレットに書いていますとおり、当社の従業員は利用負担なし、今の所、近隣の企業が多いですが、提携企業という形で契約を結んでいただいた企業の従業員の方は半額の利用料金とさせていただきます。

Q. 保育園を運営するにあたって苦労されていることとかはないですか。

A. うちの保育園は、認可外になるのですが、国からの助成制度があり、それを申請するのに認可



チャレンジキッズ保育園内観

を受けるのと同じくらい許可がおりるまで苦労しましたね。

Q. 認可保育園と認可外保育園の違いなどお聞きしていいですか

A. 費用面で認可は所得に応じて費用が決まります、認可外はどこも、うちの保育園と同じくらいの費用になっていますが、先ほども言ったとおり、当社の従業員は負担なし、提携企業従業員は普通料金の半額になります。それに、認可外は、地域指定がなく、どこからでも受入れが可能です。将来的には当保育園も認可を受けたいと思っていますが、今後の国の対応を見ながら考えていきたいと思っています。

Q. 最後に人材確保について一言お願いします。

A. 先ほどもいいましたが、現在、女性も男性ドライバーも募集しています、仕事のしやすさ、男女平等と言っても、出来る仕事と出来ない仕事を実際あるわけで、働きやすい環境を創っていくためには、そういう垣根というのを荷主主導ではなく、会社主導に変えていかなければならない、それが結果的には人が集まりやすい状態になるのではないかなと思います。業務内容についても人によってコースを触ってあげるなど、これは女性に限らず若い方、高齢者の方もそれぞれにあった形で仕事のやり易さを会社主導で創ってやっていければと思います。

保育園についても、女性以外に男性が、お子様を育てるケースも多くありますので、今後も男女ドライバーの募集と保育園の周知活動を続けていきたいと思っています。

チャレンジキッズ保育園

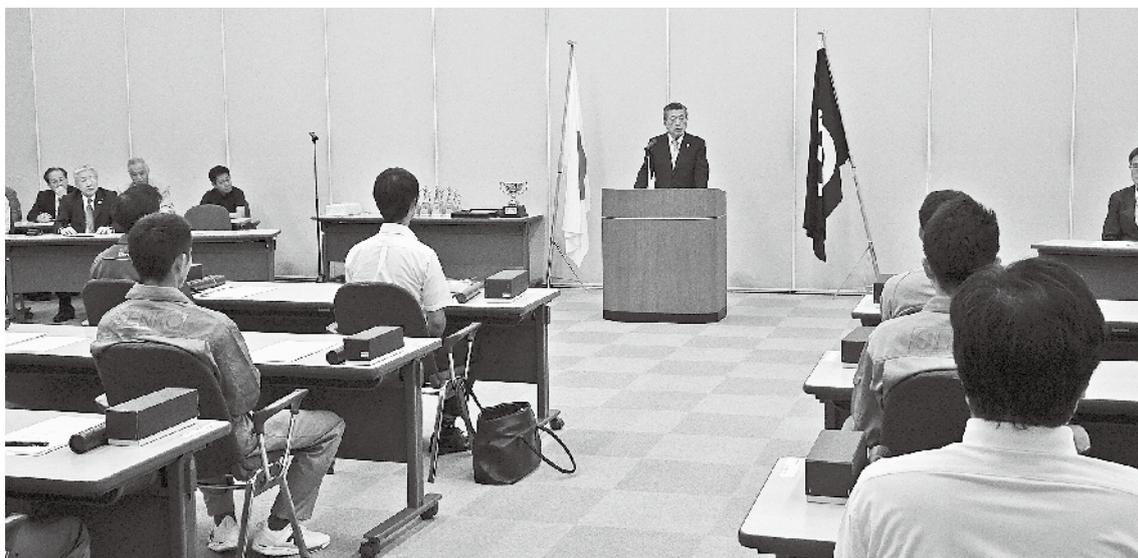
お問い合わせは下記までお願いします。

鮎陸運倉庫(株) 担当：田中 光洋

TEL 072-874-7471

全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会 表彰式

総合優勝の松木健祐さん（西濃運輸(株) 豊中支店）等
上位入賞11人！



平成30年度のトラックドライバー日本一を決める第50回全国トラックドライバー・コンテストの大阪府大会入賞者表彰式が8月8日、大阪府トラック総合会館で行われ、総合優勝の松木健祐さん（西濃運輸(株) 豊中支店）をはじめ、4部門の上位入賞者11名に対して、辻卓史会長から表彰状とともに記念品が贈られた。なお、各部門の優勝者は10月27日から茨城県ひたちなか市の自動車安全運転センターで実施される全国大会に大阪府代表選手として推薦され出場する。

表彰式には各部門入賞者をはじめ近畿運輸局、大阪府警察本部など合わせて約40人が出席し、表彰に先立って辻会長から入賞者への祝福と全国大会出場者に激励の挨拶が述べられた。

さらに中原毅副会長（交通対策委員長）の講評のあと、前年度総合優勝の田村充宏さん（日本通運(株) 関西警送支店）よりカップ返還（同レプリカ贈呈）があり、続いて入賞した次の方々の表彰が行われた。



講評を発表する
中原毅副会長
（交通対策委員長）

第50回 全国トラックドライバー・コンテスト「大阪府大会」

(敬称略)

《 総合優勝 》 **松木 健祐** 西濃運輸(株) 豊中支店

【一般部門】

<11トン車部門>

優 勝 **松木 健祐** 西濃運輸(株) 豊中支店
 準優勝 **白川 大輔** 南大阪センコー運輸整備(株) 舞洲営業所
 第3位 **川浦 誠次** 日本郵便輸送(株)近畿支社 新大阪営業所

<4トン車部門>

優 勝 **大原 晃** (株)日立物流西日本 西淀川第一営業所
 準優勝 **米谷 恵補** センコー(株) 阪神支店 阪神車輛センター
 第3位 **沢野井 昇** 岡山水急大阪(株) 本社

【トレーラ部門】 優 勝 **高宮 憲治** 日通関西物流(株) 輸送事業部 コンテナ事業所
 大阪貨物ターミナル

準優勝 **川村 宜範** センコー(株) 阪神支店 阪神車輛センター

第3位 **岸田 高行** 鴻池運輸(株) 関西中央支店 陸運大阪営業所

【女性部門】 優 勝 **伊藤 朋美** 一宮運輸(株) 関西支社 物流センター大阪

準優勝 **伊谷 寿恵** ヤマト運輸(株) 東住吉支店 駒川センター

第50回 全国トラックドライバー・コンテスト大阪府代表選手

[敬称略]

【一般部門】

<11トン車部門> **松木 健祐** 西濃運輸(株) 豊中支店

<4トン車部門> **大原 晃** (株)日立物流西日本 西淀川第一営業所

【トレーラ部門】 **高宮 憲治** 日通関西物流(株) 輸送事業部 コンテナ事業所
 大阪貨物ターミナル

【女性部門】 **伊藤 朋美** 一宮運輸(株) 関西支社 物流センター大阪



協会長からトロフィーを受け取る
 総合優勝の松木 健祐さん



入賞者の皆さん

暮らしをつくる・支える・動かす仕事 「手に職 発見プロジェクト」に参加

2018年8月21日(火)～25日(土)

就職活動に関する情報の提供や個別の支援を行う総合就業支援施設として大阪府が運営する「OSAKAしごとフィールド」が、特に人材確保に課題を抱える製造・建設・運輸業界を求職者に知ってもらうためのセミナー「手に職 発見プロジェクト」が8月21日(火)から25日(土)の5日間開催された。そのうち当協会が参加したのは21日(火)に開催された3業界共通のセミナー「ここでしか聞けない社長の感動!? 秘話『就活に役立つ

深い話』と24日(金)に開催された運輸業界を知ってもらうためのセミナー「見たい! 聞きたい! 知りたい! トラック業界のホントのところ」の2セミナー。

21日のセミナーでは越野運送株式会社の越野泰弘代表取締役から、24日のセミナーでは当協会の滝口敬介専務理事と川北運輸株式会社総務部の吉田雄二氏とドライバーの向仲廣史氏が講師を務め、参加した求職者に対し業界のPRを行なった。



21日の講師を務められた越野泰弘代表取締役



24日の講師。向かって右より滝口敬介専務理事、川北運輸株式会社の吉田雄二氏、向仲廣史氏

トラック協会からのお知らせ

平成30年度

「トラック運送業界における点検整備推進運動」について

●強化月間 : 9月1日(土)～10月31日(水)

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在であります。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がる事が多く、昨年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められています。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要があります。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開します。

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成30年9月1日(土)から9月30日(日)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各地方が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施しますので、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底してください。

●大型車の重点点検項目

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	
		12ヶ月点検	
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

●黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルター、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を自主的に実施にしてください。

●DPF(黒煙除去フィルター)等の後処理装置付き車について、確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についてご確認ください。

大阪府貨物自動車適正化事業実施機関による 平成30年度第1回集団指導講習会を開催

巡回指導後のフォローアップに努める！

大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関は8月7日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて大阪運輸支局の協力のもと集団指導講習会を開催、68事業者が参加した。

この講習会は、平成29年度に適正化事業指導員による巡回指導を受けた事業者への、巡回指導後のフォローアップを目的に開催されたもの。

講習会では、大阪運輸支局監査部門 森本首席運輸企画専門官と岡澤運輸企画専門官より「自動車運送事業の監査方針」「関係法令の遵守」についての講習が行われた後、続いて適正化事業指導員

による巡回指導時の改善指導項目を中心とした個別のフォローアップが行われた。



「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」・ 「積卸し作業指揮者」安全教育講習会を開催

大阪府トラック協会と陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部は、8月2日・3日の両日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」と「積卸し作業指揮者」を対象とした安全教育講習会を開催、会員事業者の作業指揮者ら34名が参加し、大阪労働局安全課の東裕之安全専門官による『関係法令』、安全安心(株)の中川潔代表取締役社長による『作業指揮者の職務等』・『車両系荷役運搬機械等による作業(一部)』・『災害事例等』の各講義が行われた。



グリーン・エコプロジェクト 平成30年度8月セミナーを開催

8月21日(火)	10:00～12:00	現場におけるドライバーの指導方法について
8月23日(木)	10:00～12:00	社会から選ばれる会社を目指して

※グリーン・エコプロジェクトとは

各企業のエコドライブ等の活動を継続的に実践する仕組みを提供し、燃料価格の上昇、安全対策、環境対策、コンプライアンスの確保などの課題へ能動的に取り組めるよう支援することを目的とした事業で、当協会では平成25年度より実施している。



(一社)大阪府トラック協会 助成事業 「グリーン・エコプロジェクト」概要

■プロジェクトの目的

管理者育成を目的とします
社内教育体制の構築を支援します

■参加事業者による取り組み

- ① 車両ごとに燃費記録用紙を記入
- ② 管理者は活動の基盤となるステップアップセミナー(2ヶ月に1回・全5回のセミナー)に参加
- ③ ステップアップセミナーを修了後、より活動を推進するための継続セミナーに進みます

※セミナーにて、社内教育用資料を提供します

■参加のメリット

- ・ドライバーのやる気を高めます
- ・ドライブレコーダー、デジタコの有効な活用方法をお伝えします
- ・事故防止のための効果的な方法をお伝えします
- ・管理者に社内教育・指導法をお伝えします

※(公財)交通エコロジー・モビリティ財団主催の、「グリーン経営認証制度」の取得に向けた環境整備の一環としても効果的です

※大阪府助成対象事業のため、ステップアップセミナーに無料でご参加いただけます
継続セミナーは、事業者様に一部料金をご負担いただくこととなります

※府内の事業所、及び府内ナンバーの車両が対象となります

◆後援：近畿運輸局、大阪府、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団、(公社)全日本トラック協会

お問合せ先 ◆交通・環境部 TEL:06-6965-4033

◆グリーン・エコプロジェクト事務局 (業務提携先：(株)アスア)
TEL:0120-415-510 担当：後藤・鈴木・峰



活動ポスター



セミナー風景



セミナー提供資料

「第一種衛生管理者試験」事前準備講習会を開催

国家試験合格をめざして！

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部は大阪府トラック協会との共催により、8月21日から24日までの4日間、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて「第一種衛生管理者試験」事前準備講習会を開催し、会員事業者等から27名が参加した。

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者の選任が義務付けられている（労働安全衛生法第12条）が、この衛生管理者になるためには合格率が45～50%と難易度の高い国家試験に合格しなければならない。そのため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部では受験者の一助となることを目的にこの講習会を開催している。

講習会では、中央労働災害防止協会近畿安全衛生サービスセンターの安全管理士等が講師となり、以下の内容で講義が行われた。

<1日目>

「労働基準法」「労働安全衛生法」

<2日目>

「衛生管理」① 「衛生管理」②

<3日目>

「安全衛生法規」① 「安全衛生法規」②

<4日目>

「労働生理・救急」



近畿スマートエコ・ロジ協議会が総会を開催

近畿スマートエコ・ロジ協議会の総会が8月27日に大阪市北区の中央電気倶楽部で開催され、石田修一近畿スマートエコ・ロジ協議会会長をはじめ同協議会の構成メンバーなど約40名が出席し、平成29年度の事業報告、平成30年度事業計画（案）など審議し、原案どおり承認された。

また、総会終了後、特別セミナーとして、株式会社ボストン・コンサルティング・グループ パートナー&マネージング・ディレクター 森田 章氏を迎えて「ドライバー不足による物流危機」をテーマに講演が行なわれた。

この後、参画団体の取り組み発表が行なわれ、いすゞ自動車からは「いすゞ自動車の環境への取り組み」について説明が行なわれた。



【近畿スマートエコ・ロジ協議会】

人と環境にやさしい「黒煙ゼロの街づくり」をめざし、国土交通省近畿運輸局のリーダーシップのもとで、地方自治体、小売業や運送業者、関係機関・団体、学識経験者で構成されています。

当会は近畿における大気環境の改善や地球温暖化対策に資するとともに、石油依存からの脱却をめざすもっとも実用的な黒煙を排出しない天然ガス自動車や電気自動車等の次世代低公害車の普及を内外に発信することや情報交換等を目的とするものです。

平成 30 年度 第 1 回 運行管理者試験問題と解答(貨物)

マイドームおおさか(大阪市中心部)と大阪商工会議所、 シティプラザ大阪で3,042人が受験

運行管理者試験センターが国土交通大臣から試験機関の指定を受け、各都道府県のトラック協会が事務代行する「平成 30 年度第 1 回・運行管理者試験」が、8 月 26 日(日)に全国一斉に実施された。

大阪では大阪市中心部の「マイドームおおさか」と大阪商工会議所、シティプラザ大阪で行われ、3,042 人が受験した。

試験結果については、運行管理者試験センターから 9 月 25 日(火)に合格発表される。

1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業計画の変更に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 事業者は、「自動車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 事業者は、「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

問 2 貨物自動車運送事業法に定める運行管理者等の義務についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 運行管理者は、にその業務を行わなければならない。
- 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、法令で定める業務を行うために必要なを与えなければならない。
- 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言をしなければならない。事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行うに従わなければならない。

1. 指導	2. 考慮	3. 誠実	4. 権限
5. 適切	6. 地位	7. 尊重	8. 勧告

問 3 次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
- 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること。
- 法令の規定により、死者又は負傷者(法令に掲げる傷害を受けた者)が生じた事故を引き起こした者等特定の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせること。
- 乗務員が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。

問 4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 乗務前の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行われなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該事業者は、国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。
- 乗務終了後の点呼においては、「道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による点検(日常点検)の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行う。
- 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一部を行わせる場合にあっては、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の 3 分の 1 以上でなければならない。

4. 運転者が所属する営業所において、アルコール検知器により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、当該営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならないが、当該アルコール検知器が故障等により使用できない場合は、当該アルコール検知器と同等の性能を有したものであれば、当該営業所に備えられたものでなくてもこれを使用して確認することができる。

問 5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者が運転操作を誤り、当該事業用自動車が道路の側壁に衝突した後、運転席側を下にして横転した状態で道路上に停車した。この事故で、当該運転者が10日間の医師の治療を要する傷害を負った。
2. 事業用自動車が雨天時に緩い下り坂の道路を走行中、前を走行していた自動車が速度超過によりカーブを曲がりきれずにガードレールに衝突する事故を起した。そこに当該事業用自動車が追突し、さらに後続の自動車も次々と衝突する事故となり、9台の自動車が衝突し10名の負傷者が生じた。
3. 事業用自動車が右折の際、原動機付自転車と接触し、当該原動機付自転車が転倒した。この事故で、原動機付自転車の運転者に通院による30日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。
4. 事業用自動車が、高速自動車国道法に定める高速自動車国道を走行中、前方に事故で停車していた乗用車の発見が遅れたため、当該乗用車に追突した。そこに当該事業用自動車の後続車5台が次々と衝突する多重事故となった。この事故で、当該高速自動車国道が2時間にわたり自動車の通行が禁止となった。

問 6 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等に関する貨物自動車運送事業輸送安全規則等の規定についての次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、3ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。
2. 運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)の規定において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。)は、168時間を超えてはならない。
3. 事業者は、乗務員の身体に保有するアルコールの程度が、道路交通法施行令第44条の3(アルコールの程度)に規定する呼気中のアルコール濃度1リットルにつき0.15ミリグラム以下であれば事業用自動車に乗務させてもよい。
4. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が100キロメートルを超えるものごとに、所定の事項について事業用自動車の乗務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

問 7 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者の運転者(以下「運転者」という。)が遵守しなければならない事項として誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運転者は、乗務を開始しようとするとき、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務の途中及び乗務を終了したときは、法令に規定する点呼を受け、事業者に所定の事項について報告をすること。
2. 法令の定めにより運行指示書の作成を要する運行の途中において、運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時に変更が生じた場合に、運転者は携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。
3. 運転者は、事業用自動車に乗務したときは、①乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示、②乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離等所定の事項を「乗務等の記録」(法令に規定する運行記録計に記録する場合は除く。)に記録すること。
4. 運転者は、乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検の必要性があると認められる場合には、これを点検すること。

問 8 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行に係る記録等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る法令に基づき作成した運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを2年間保存しなければならない。
2. 事業者は、法令の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令で定める所定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
3. 事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書及びその写しを、運行の終了の日から1年間保存しなければならない。
4. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において2年間保存しなければならない。

2. 道路運送車両法関係

問 9 道路運送車両法の自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が道路運送車両法の規定により自動車の使用の停止を命ぜられ、自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けなければならない。
2. 自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、国土交通省令で定めるところにより、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の任意の位置に確実に取り付けることによって行うものとする。

3. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

4. 道路運送車両法に規定する自動車の種別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として定められ、その別は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車である。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 国土交通大臣の行う自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下同じ。)の検査は、新規検査、継続検査、臨時検査、構造等変更検査及び予備検査の5種類である。
2. 自動車検査証の有効期間の起算日については、自動車検査証の有効期間が満了する日の2ヵ月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車を除く)から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。
3. 自動車運送事業の用に供する自動車は、自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
4. 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量7,990キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は2年である。

問11 道路運送車両法に定める自動車の整備命令等についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき(同法第54条の2第1項に規定するときを除く)は、当該自動車の A に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを B ことができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の A に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は C その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

- | | | |
|---|----------|----------|
| A | 1. 使用者 | 2. 所有者 |
| B | 1. 命ずる | 2. 勧告する |
| C | 1. 使用の制限 | 2. 経路の制限 |

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 火薬類(省令に掲げる数量以下のものを除く)を運送する自動車、指定数量以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る)を運送する自動車及び危険物の規制に関する政令に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車には、消火器を備えなければならない。(被牽引自動車の場合を除く。)
2. 自動車に備えなければならない後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上2.0メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造でなければならない。
3. 自動車の後面には、夜間にその後方150メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる赤色の後部反射器を備えなければならない。
4. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12メートル、幅2.5メートル、高さ4.1メートルを超えてはならない。

3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める車両通行帯等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。
2. 一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車(路線バス等を除く)は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときであっても、路線バス等が実際に接近してくるまでの間は、当該車両通行帯を通行することができる。
3. 車両(トロリーバスを除く)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車は道路の左側に寄って、当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、法令の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。
4. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が6メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき(道路の中央から右の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限り、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く)は、法令の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

問14 道路交通法に定める追越し等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、トンネル内の車両通行帯が設けられている道路の部分(道路標識等により追越しが禁止されているものを除く)においては、他の車両を追い越すことができる。
2. 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両(以下「前車」という。)の右側を通行しなければならない。ただし、前車が法令の規定により右折をするため道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、前車を追越してはならない。
3. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
4. 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、速やかに進路を変更しなければならない。

問15 道路交通法に定める停車及び駐車等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

2. 車両は、法令の規定により駐車しようとする場合には、当該車両の右側の道路上に3メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地があれば駐車してもよい。
3. 車両は、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
4. 交通整理の行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よって交差点における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入ってはならない。

問16 道路交通法に定める運転者及び使用者の義務等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車の使用者等が法令の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が道路交通法第66条(過労運転等の禁止)に掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会は、当該自動車の使用者に対し、6ヵ月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転してはならない旨を命ずることができる。
2. 自動車を運転する場合においては、当該自動車が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。)を通話(傷病者の救護等のため当該自動車の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用してはならない。
3. 車両等に積載している物が道路上に転落し、又は飛散したときは、必ず道路管理者に通報するものとし、当該道路管理者からの指示があるまでは、転落し、又は飛散した物を除去してはならない。
4. 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線(以下「本線車道等」という。)において当該自動車を運転することができなくなったときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならぬが、本線車道等に接する路肩若しくは路側帯においては、この限りではない。

問17 車両等の運転者が道路交通法に定める規定に違反した場合等の措置についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両等の運転者が道路交通法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく A した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の B の業務に関してなされたものであると認めるときは、都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業者の規定による第二種貨物利用運送事業者を営業者であるときは当該事業者及び当該事業者を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該 C を通知するものとする。

- A 1. 処分に違反 2. 指示に違反
 B 1. 運行管理者 2. 使用者
 C 1. 違反の内容 2. 指示の内容

4. 労働基準法関係

問18 労働基準法(以下「法」という。)の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
2. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年(法第14条(契約期間等)第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、5年)を超える期間について締結してはならない。
3. 労働者は、労働契約の締結に際し使用者から明示された賃金、労働時間その他の労働条件が事実と相違する場合においては、少なくとも30日前に使用者に予告したうえで、当該労働契約を解除することができる。
4. 法第106条に基づき使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、時間外労働・休日労働に関する協定等を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

問19 労働基準法に定める就業規則についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等法令に定める事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。
2. 就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。
3. 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と協議し、その内容について同意を得なければならない。
4. 就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。また、行政官庁は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

問20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、隔日勤務に就く場合には該当しないものとする。

- (1) 1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、A を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度(最大拘束時間)は、B とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。

(2) 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続 **C** 以上、合計 **D** 以上でなければならないものとする。

1. 4時間	2. 5時間	3. 8時間	4. 10時間
5. 13時間	6. 14時間	7. 15時間	8. 16時間

問21 貨物自動車運送事業の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」(以下「特例通達」という。)等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 休息期間とは、勤務と次の勤務との間にあって、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分は労働者の全く自由な判断にゆだねられる時間をいう。
2. 労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車の運転者(以下「トラック運転者」という。)に係る一定期間についての延長時間について協定するにあたっては、当該一定期間は、2週間及び1ヵ月以上6ヵ月以内の一定の期間とするものとする。
3. トラック運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、フェリー乗船時間(乗船時刻から下船時刻まで)については、原則として、休息期間として取り扱うものとし、この休息期間とされた時間を改善基準第4条の規定及び特例通達により与えるべき休息期間の時間から減ずることができるものとする。ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。
4. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該トラック運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

問22 下表の1～3は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。)の1年間における各月の拘束時間の例を示したものである。下表の空欄A、B、Cについて、次の選択肢ア～ウの拘束時間の組み合わせをあてはめた場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	Aを除く11ヵ月の拘束時間の合計
拘束時間(時間)	291	293	A	302	270	278	289	294	299	297	272	292	3177

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	Bを除く11ヵ月の拘束時間の合計
拘束時間(時間)	288	293	310	300	B	287	294	293	313	283	269	292	3222

3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	Cを除く11ヵ月の拘束時間の合計
拘束時間(時間)	276	299	304	300	293	272	283	C	308	285	288	298	3206

	A	B	C
ア	321	290	298
イ	312	296	290
ウ	302	292	294

問23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヵ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める拘束時間及び運転時間等に照らし、次の1～4の中から違反している事項を1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1人乗務とし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があり、下表の1ヵ月は、当該協定により1ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に該当するものとする。また、「時間外労働及び休日労働に関する労使協定」があるものとする。

(起算日)									
第1週	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	週の合計時間	42
	各日の運転時間	6	7	5	7	9	8		
第2週	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	週の合計時間	46
	各日の運転時間	5	4	5	8	10	8		
第3週	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	週の合計時間	41
	各日の運転時間	4	5	4	9	10	9		
第4週	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	週の合計時間	41
	各日の運転時間	9	8	5	4	5	6		
第5週	29日	30日	31日	週の合計時間		1ヵ月(第1週～第5週)の合計時間			
	各日の運転時間	8	6	7	21		191		
	各日の拘束時間	12	10	13	35		312		

(注1) 7日、14日、21日及び28日は法定休日とする。
(注2) 法定休日労働に係る2週間及び運転時間に係る2週間の起算日は1日とする。
(注3) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

1. 1日の最大拘束時間
2. 当該5週間のすべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間
3. 2週間を平均した1週間当たりの運転時間
4. 2週間における法定休日に労働させる回数

5. 実務上の知識及び能力

問24 運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、選任された運転者ごとに採用時に提出させた履歴書が、法令で定める運転者台帳の記載事項の内容を概ね網羅していることから、これを当該台帳として使用し、索引簿なども作成のうえ、営業所に備え管理している。
2. 運行管理者は、事業者が定めた勤務時間及び乗務時間の範囲内で、運転者が過労とならないよう十分考慮しながら、天候や道路状況などを勘案しつつ、乗務制を作成している。なお、乗務については、早めに運転者に知らせるため、事前に予定を示すことにしている。
3. 運行管理者は、事業用自動車の運行中に暴風雪等に遭遇した場合、運転者から迅速に状況を報告させるとともに、その状況に応じて、運行休止を含めた具体的な指示を行うこととしている。また、報告を受けた事項や指示した内容については、異常気象時等の措置として、詳細に記録している。
4. 運行管理者は、運転者に法令に基づく運行指示書を携行させ、運行させている途中において、自然災害により運行経路の変更を余儀なくされた。このため、当該運行管理者は、営業所に保管する当該運行指示書の写しにその変更した内容を記載するとともに、当該運転者に対して電話等により変更の指示を行ったが、携行させている運行指示書については帰車後提出させ、運行管理者自ら当該変更内容を記載のうえ保管し、運行の安全確保を図った。

問25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 飲酒は、速度感覚の麻痺、視力の低下、反応時間の遅れ、眠気が生じるなど自動車の運転に極めて深刻な影響を及ぼす。個人差はあるものの、体内に入ったビール 500 ミリリットル(アルコール 5%)が分解処理されるのに概ね 2 時間が目安とされていることから、乗務前日の飲酒・酒量については、運転に影響のないよう十分気をつけることを運転者に指導している。
2. 他の自動車に追従して走行するときは、常に「秒」の意識をもって自車の速度と制動距離(ブレーキが効きはじめてから止まるまでに走った距離)に留意し、前車への追突の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう、制動距離と同程度の車間距離を保って運転するよう指導している。
3. 平成 28 年中の事業用貨物自動車が第 1 当事者となった人身事故の類型別発生状況を見ると、「追突」が全体の約半分を占めており、最多となっている。この事実を踏まえ、運転者に対しては日頃より、適正な車間距離の確保や前方への注意を怠らないことを指導している。
4. 平成 28 年における交通事故統計によれば、人口 10 万人当たり死者数については、65 歳以上の高齢者層は全年齢層の約 2 倍となっており、高齢者が事故により死亡するリスクが特に高いので、運行する際に、歩道や路肩に高齢歩行者を発見したときは、その動静に注意をはらって、運転を行うよう運転者に指導している。

問26 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成して 5 年間保存している。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果を提出したものについても同様に保存している。
2. 事業者や運行管理者は、点呼等の際に、運転者が意識や言葉に異常な症状があり普段と様子が違うときには、すぐに専門医療機関で受診させている。また、運転者に対し、脳血管疾患の症状について理解させ、そうした症状があった際にすぐに申告させるように努めている。
3. 事業者は、深夜(夜 11 時出庫)を中心とした業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を 1 年に 1 回、必ず、定期的を受診させるようにしている。
4. 事業者は、脳血管疾患の予防のため、運転者の健康状態や疾患につながる生活習慣の適切な把握・管理に努めるとともに、これらの疾患は定期健康診断において容易に見見することができることから、運転者に確実に受診させている。

問27 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 四輪車を運転する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づきにくく、また、②二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする特性がある。したがって、運転者に対してこのような点に注意するよう指導する必要がある。

2. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見ただけ、それぞれの視界や見え方が異なり、大型車の場合には運転席が高いため、車間距離をつめてもあまり危険に感じない傾向となるので、この点に注意して常に適正な車間距離をとるよう運転者を指導する必要がある。

3. 夜間等の運転において、①見えにくい時間帯に自車の存在を知らせるため早めの前照灯の点灯、②より広範囲を照射する走行用前照灯(ハイビーム)の積極的な活用、③他の道路利用者をげん感させないよう適切なすれ違い用前照灯(ロービーム)への切替えの励行、を運転者に対し指導する必要がある。

4. 衝突被害軽減ブレーキについては、同装置が正常に作動していても、走行時の周囲の環境によっては障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことがあるため、当該装置が備えられている自動車の運転者に対し、当該装置を過信せず、細心の注意をはらって運転するよう指導する必要がある。

問28 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。

2. ドライブレコーダーは、事故時の映像だけでなく、運転者のブレーキ操作やハンドル操作などの運転状況を記録し、解析することにより運転のクセ等を読み取ることができるものがあり、運行管理者が行う運転者の安全運転の指導に活用されている。

3. 平成 28 年中の自動車乗車中死者の状況を見ると、シートベルト非着用時の致死率は、着用時の致死率の 10 倍以上となっている。他方、自動車乗車中死者のシートベルト非着用者の割合は、全体の約 40% を占めていることから、シートベルトの確実な着用は死亡事故防止の有効な手段となっている。

4. 交通事故の多くは、見かけ上運転者の運転操作ミスや交通違反等の人的要因によって発生しているが、その背景には、運転操作を誤ったり、交通違反せざるを得なかったりすることに繋がる背景要因が潜んでいることが少なくない。したがって、事業用自動車による事故防止を着実に推進するためには、事故の背景にある運行管理その他の要因を総合的に調査・分析することが重要である。

問29 荷主から貨物自動車運送事業者に対し、往路と復路において、それぞれ荷積みと荷下ろしを行うよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者として運転者に対し当該運送の指示をするため、次に示す「当日の運行計画」を立てた。この運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日の運行計画」及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

「当日の運行計画」

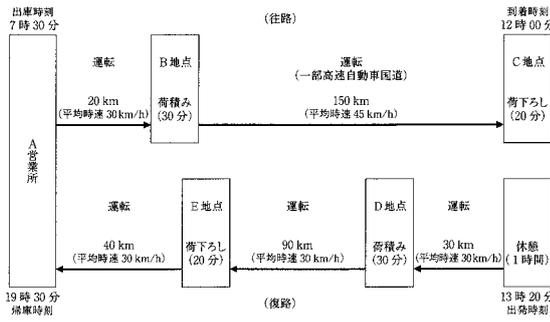
往路

- A 営業所を 7 時 30 分に出庫し、20 キロメートル離れた B 地点まで平均時速 30 キロメートルで走行する。
- B 地点において 30 分間の荷積みを行う。
- B 地点から 150 キロメートル離れた C 地点までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速 45 キロメートルで走行して、C 地点に 12 時 00 分に到着する。
- C 地点において 20 分間の荷下ろし後、1 時間の休憩をとる。

復路

- 休憩後、C 地点を 13 時 20 分に出発し、荷積みのため 30 キロメートル離れた D 地点まで平均時速 30 キロメートルで走行する。
- D 地点において 30 分間の荷積みを行う。
- 荷下ろしのため 90 キロメートル離れた E 地点まで平均時速 30 キロメートルで走行し、E 地点にて 20 分間の荷下ろしを行う。

- 荷下ろし後、帰庫のためE地点から40キロメートル離れたA営業所まで平均時速30キロメートルで走行し、A営業所には19時30分に帰庫する。



- ア B地点とC地点の間の運転時間について、次の1～3の中から正しいものを1つ選び、解答用紙にマークしなさい。

1. 2時間40分
2. 3時間20分
3. 4時間

- イ 当該運転者の前日の運転時間は9時間であり、また、当該運転者の翌日の運転時間は8時間50分と予定した。当日を特定日とした場合の2日を平均した1日当たりの運転時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に照らし、違反しているか否かについて、次の1～2の中から正しいものを1つ選び、解答用紙にマークしなさい。

1. 違反している
2. 違反していない

- ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「改善基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の1～2の中から正しいものを1つ選び、解答用紙にマークしなさい。

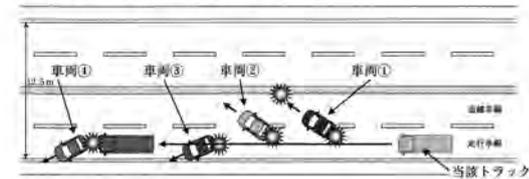
1. 違反している
2. 違反していない

問30 運行管理者が次の事業用普通トラックの事故報告に基づき、この事故の要因分析を行ったうえで、同種事故の再発を防止するための対策として、最も直接的に有効と考えられる組合せを、下の枠内の選択肢(1～8)から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、<事故の概要>及び<事故関連情報>に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

<事故の概要>

当該トラックは、17時頃、霧で見通しの悪い高速道路を走行中、居眠り運転により渋滞車列の最後尾にいた乗用車に追突した。当該トラックは当該乗用車を中央分離帯に押し出したのち、前方の乗用車3台に次々と追突し、通行帯上に停止した。

この事故により、最初に追突された乗用車に乗車していた3人が死亡し、当該トラックの運転者を含む7人が重軽傷を負った。当時霧のため当該道路の最高速度は時速50キロメートルに制限されていたが、当該トラックは追突直前には時速80キロメートルで走行していた。



<事故関連情報>

- 当該運転者は、事故日前日運行先に積荷があり、帰庫時間が5時間程度遅くなって業務を早朝5時に終了した。その後、事故当日の正午に乗務前点呼を受け出庫した。
- 当該運転者は、事故日前1ヵ月間の勤務において、拘束時間及び休息期間について複数回の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」違反があった。
- 当該運転者に対する乗務前点呼はアルコール検知器を使用し対面で行われていた。また、この営業所においては、営業所長が運行管理者として選任されていたが補助者の選任がされておらず、運行管理者が不在のときは点呼が実施されていなかった。

- 当該営業所では、年度ごとの教育計画に基づき、所長自ら月1回ミーティングを実施していたが、交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさや、疲労などの生理的要因による交通事故の危険性などについて理解させる指導・教育が不足していた。
- 当該運転者は、採用後2年が経過していたが、初任運転者に対する適性診断を受診していなかった。
- 当該事業者は、年2回の定期健康診断の実施計画に基づき実施しており、当該運転者は、これらの定期健康診断を受診していた。
- 当該トラックは、法令で定められた日常点検及び定期点検を実施していた。また、速度抑制装置(スピードリミッター)が取り付けられていた。

<事故の再発防止対策>

- ア 運行管理者は、運転者に対して、交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさや過労が運転に及ぼす危険性を認識させ、疲労や眠気を感じた場合は直ちに運転を中止し、休憩するよう指導を徹底する。
- イ 運行管理者は、関係法令及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に違反しないよう、日頃から運転者の運行状況を確実に把握し、適切な乗務制を作成する。また、運転者に対しては、点呼の際適切な運行指示を行う。
- ウ 事業者は、点呼の際に点呼実施者が不在にならないよう、適正な数の運行管理者又は補助者を配置するなど、運行管理を適切に実施するための体制を整備する。
- エ 運行管理者は、法に定められた適性診断を、運転者に確実に受診させるとともに、その結果を活用し、個々の運転者の特性に応じた指導を行う。
- オ 事業者は、運転者に対して、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを正しく理解させ、定期的な健康診断結果に基づき、自ら生活習慣の改善を図るなど、適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。
- カ 事業者は、自社の事業用自動車に衝突被害軽減ブレーキ装置の導入を促進する。その際、運転者に対し、当該装置の性能限界を正しく理解させ、装置に頼り過ぎた運転とならないように指導を行う。
- キ 運行管理者は、点呼を実施する際、運転者の体調や疲労の蓄積などをきちんと確認し、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、当該運転者を交替させる措置をとる。
- ク 法令で定められた日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。その際、速度抑制装置の正常な作動についても、警告灯により確認する。

- | | |
|------------|------------|
| 1. ア・イ・エ・オ | 2. ア・イ・カ・キ |
| 3. ア・ウ・キ・ク | 4. ア・ウ・カ・ク |
| 5. イ・エ・オ・カ | 6. イ・エ・オ・キ |
| 7. ウ・エ・キ・ク | 8. ウ・オ・カ・ク |

平成30年度
第1回 運行管理者試験問題正答表(貨物)
(平成30年8月26日実施)

問1	問2	問3	問4	問5
4	A:3, B:4 C:7, D:1	2, 3	1, 3	1, 2
問6	問7	問8	問9	問10
4	4	2, 3	2	1, 4
問11	問12	問13	問14	問15
A:1 B:1 C:2	1, 3	2	1, 3	2
問16	問17	問18	問19	問20
1, 2	A:1 B:2 C:1	2, 4	3	A:5, B:8 C:1, D:4
問21	問22	問23	問24	問25
2	ウ	2	適 2, 3 不適 1, 4	3, 4
問26	問27	問28	問29	問30
適 1, 2 不適 3, 4	適 2, 3, 4 不適 1	適 2, 3, 4 不適 1	ア:2 イ:1 ウ:1	2

第33回

全国フォークリフト運転競技大会 大阪府支部出場選手選考会を開催

安本大祐氏 昨年に引続き優勝

第33回全国フォークリフト運転競技大会大阪府支部出場選手選考会は、台風の影響で1週間延期され8月5日(日)に大阪運輸倉庫(株)南支店堺営業所構内で開催し、府内事業所から選出された代表8名(うち1名女性)が学科、点検、運転競技の3種目で知識と技能で競い合いました。

今回は、大阪北部の地震と西日本豪雨の影響で参加者は少なかったですが、参加事業所代表選手の競技が終わるたびに総勢60数名の見学者から大きな拍手と歓声が上がっていました。

今年度から「女性の部」が常設され、参加された選手は好成績を収められました。

入賞されました方の成績は、次のとおりです。

敬称略 (満点：1000点)

一般の部	氏名	事業所名	総合得点
優勝	安本大祐	日本通運(株)大阪支店	994
準優勝	鎌田直樹	(株)日立物流西日本 西大阪営業所	972
第3位	小宮山徳人	日本通運(株)大阪支店	967

女性の部	氏名	事業所名	総合得点
優勝	宮地明子	日本通運(株)大阪支店	922



点検競技



運転競技



左から入賞された宮地さん、安本さん、鎌田さん、小宮山さん

トラック協会からのお知らせ

各種助成事業に関するお知らせ

下記助成事業に係る対象機器について、機種を追加等いたしましたので、ご連絡いたします。

ドライブレコーダ機器導入助成・後方視野確認支援装置等導入助成・先進安全自動車（ASV）導入助成・EMS機器導入助成の一次募集は、受付を終了させていただきました。二次募集は、平成30年12月3日（月）より受付を開始させていただく予定です。二次募集開始までの間は、申請書類を受付いたしませんので、よろしくお願いたします。
募集条件に合致するもので、一次募集で申請されていない機器、一次募集終了後に導入された機器も二次募集の際にご申請頂けます。

1. ドライブレコーダ機器導入促進助成事業

(1) 簡易型

■追加

No.	装置メーカー名	名称	型式	備考
1	セルスター工業	ドライブレコーダー	TR-790	

■廃止

No.	装置メーカー名	名称	型式	備考
1	綾瀬設備工業	CAR DVR NEXT V2X	NECT V2X	販売終了

2. 後方視野確認支援装置等導入促進助成事業

(1) 後方視野確認支援装置

■追加

No.	装置メーカー名	名称	型式	備考
1	日本ビューテック	カラーモニター	VH-M20	●モニター単体 既に指定済みのカメラ単体と同時購入時に限る。

(2) 側方視野確認支援装置

■追加

No.	装置メーカー名	名称	型式	備考
1	日本ビューテック	カラーモニター	VH-M20	●モニター単体 既に指定済みのカメラ単体と同時購入時に限る。

3. EMS機器導入促進助成事業

■追加

No.	装置メーカー名	名称	型式	デジタルタイプ	備考
1	データテック	SRPocket II	M623		

■廃止

No.	装置メーカー名	名称	型式	デジタルタイプ	備考
1	データテック	SRPocket	M67		生産終了

■名称変更

No.	装置メーカー名	名称	型式	デジタルタイプ	備考
1	富士ソフト	VADI (旧名称:スマートデジタコ)	FSDT-01		名称変更

4. 血圧計導入促進助成事業

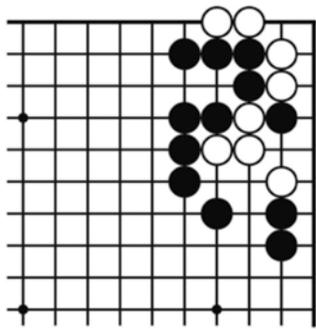
■追加

No.	メーカー名	機器名称	型式
1	㈱スズケン	全自動血圧計	AC 05P

※生産終了等で廃止の機器について、流通在庫がある場合、平成30年度内の助成実施分についてはご申請いただけます。

※各種助成事業の詳細につきましてはホームページをご覧ください。

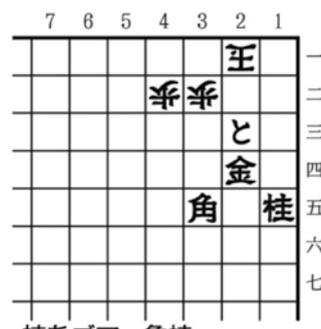
【問題】



【ヒント】黒先 無条件で仕留めます。

詰碁新題

【問題】



持ちゴマ 角桂

【ヒント】巧みなさばきで捕獲。13手詰め。

詰碁新題



第13回 OCHISセミナーのご案内

健康起因事故と過労死対策

～注目すべきは、情報の共有&合わせ技～

日時：平成30年10月18日(木) 11:00～17:00 (17:10～ 情報交流会)

場所：大阪大学中之島センター 10F 佐治敬三メモリアルホール (大阪市北区中之島4-3-53)

参加費：運輸交通・健康保険組合等関係者：1,000円 / その他：5,000円
※情報交流会ご参加の方は、別途5,000円を頂戴いたします

定員：100名 ※定員に到達次第、締切となります

※情報交流会につきましては、参加をお申込み後、10月16日(火)以降のキャンセルは、キャンセル料(会費100%)をいただきます。

◆ 詳細は、OCHISホームページをご覧ください。 <http://www.ochis-net.jp/>

栄養バランス抜群の
ドライバー弁当
つきです!



※お弁当のイメージは、去年のものです。

第13回となる今回のOCHISセミナーでは、運輸ヘルスケアナビシステム®に基づく定期健康診断結果や残業時間、睡眠情報等の情報の集約と見える化、そしてPDCAの推進方法のご提案を行うとともに、国交省の安全政策課課長、学識者、全日本トラック協会、事業者など多彩なスピーカーを交え、これらの課題に対応すべく、皆様とともにその方策を探っていきたく思います。

また、昨年大好評だったヘルシーランチを召し上がっていただき、ランチョンセミナーも予定しております。

皆様方のご参加をお待ちしております。

お申込み受付中、
FAXをお送りください!

参加申込書

- 必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください
- 1事業者さま3名様までのお申込みとさせていただきます
- 申込者と同行者の申込内容が異なる場合は、それぞれ個別にお申込みください
- セミナー参加費はランチ付き、なしにかかわらず同料金です

セミナー	<input type="checkbox"/> 第1部・第2部共にご参加 (ランチ付き)	情報交流会	<input type="checkbox"/> ご参加
	<input type="checkbox"/> 第2部のみご参加 (ランチなし)		<input type="checkbox"/> ご欠席
	<input type="checkbox"/> ご欠席		

責団体名			
ご住所	〒		
TEL		FAX	
E-Mail			
①所属・役職		①ご芳名	
②所属・役職		②ご芳名	
③所属・役職		③ご芳名	

FAX送付先：06-6965-5261 ◆ 申込み締切：10月11日(木)

問い合わせ先

NPO法人ヘルスケアネットワーク (OCHIS)

E-MAIL : sas@ochis-net.com URL : <http://www.ochis-net.jp/>

大阪オフィス

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目1番2号
大阪府トラック総合会館3階
TEL : 06-6965-3666 FAX : 06-6965-5261

東京オフィス

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目3番1号
NBF小川町ビルディング4階
(一社)専門医ヘルスケアネットワーク事務局内
TEL : 03-3295-1271 FAX : 03-3295-1274



睡眠時
無呼吸症候群
検査と対策



運輸ヘルスケア
ナビシステム
健診結果の見える化で
健康起因事故防止

平成30年度 事故防止機器購入（リース）費用の一部助成

当組合では、事業用トラックによる事故防止を推進するため、事故防止機器購入（リース）にあたって、購入経費の一部を助成します。

1、助成対象者

当組合に対人共済契約のある組合員

2、助成対象機器（3種類）

ドライブレコーダー（ドラレコ単体）

デジタルタコグラフ（デジタコ単体）

ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ（一体型）

3、実施期間

平成30年8月1日～平成31年2月28日

全機種とも平成30年1月1日以降に導入された機器に適用します。

なお、助成予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。ご申請の前に当組合のHPをご覧になるか、もしくはお電話にて事故防止サービス課までご確認ください

4、助成台数と助成金額

助成金額は、1台あたり10,000円とします。

尚、購入金額が10,000円未満の場合はその購入金額を助成します。助成台数は助成対象機種ごとに下記の区分別助成台数表の助成台数が上限となります。

また、トラック協会の助成との重複利用も可能です。

－お問い合わせ先－

近畿交通共済協同組合 事故防止サービス課 Tel 06-6965-2826

(区分別助成台数表)

台数区分	対人契約台数(平成30年3月末)	助成台数
A	100台以上	25台まで
B	50台～99台	15台まで
C	11台～49台	10台まで
D	6台～10台	5台まで
E	1台～5台	対人契約台数

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は貨物自動車運送事業者が相互扶助の精神のもと、組織された共済組合です。
お問い合わせ・連絡先 契約サービス課（06-6965-2824）まで

D.K 大貨健保のページ

大貨健保に加入の
みなさまへ

契約保養施設のご案内

行楽の秋です！全国にある大健保の契約保養施設を利用して、お得に旅をしませんか？

施設名	所在地	電話番号
ダイワロイヤルホテルズ	全国28カ所	0120-017-626 西日本営業部予約センター
青山ガーデンリゾート ホテル ローザプランカ	三重県伊賀市	0595-52-5586
不死王閣	大阪府池田市	072-751-3540
みのお山荘 風の杜	大阪府箕面市	072-722-2191
河内長野荘	大阪府河内長野市	0721-62-6666
千早赤阪村営宿泊施設 香楠荘	大阪府千早赤阪村	0721-74-0321
ホテルマーレ たかた	京都府舞鶴市	0773-66-2000
ホテルよしだ	京都府舞鶴市	0773-64-6600
料理旅館 松風	京都府宮津市	0772-26-0139
普門院	和歌山県高野山	0736-56-2224
ホテルしらさぎ	和歌山県白浜町	0739-46-0321
千種旅館	香川県小豆島	0879-84-2153
若狭高浜観光協会	福井県高浜町	0770-72-0338
かんぼの宿	全国49カ所	詳しくはかんぼの宿HPを ご覧ください

補助金額

被保険者：3,000 円
被扶養者：1,500 円 ※2 連泊まで対象

ご利用方法

施設に予約
↓
「契約保養施設利用申込・補助金交付申請書」
を大貨健保に提出
↓
宿泊当日、大貨健保から届いた利用通知書を
フロントに提出
補助金を差し引いた金額を支払ってください。

～ご注意ください～

- ・必ず宿泊前に申請してください。
宿泊後の申請は受け付けられません。
- ・補助金をご利用いただけるのは、
大貨健保の加入員に限ります。
- ・バック旅行や、旅行業者が発行する
クーポン券との 併用はできません。

お問い合わせは、健康管理センター保健事業係まで ☎06-6965-4056

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

口数 月額 掛金 加入年数	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

- 委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

サプリで認知予防 & 健康長寿 「オサカナスキヤネ食」でサラサラ血液 毎日食事に 取り入れたい8品目

「人は血管から老いる」といわれます。中を流れる血液の状態が極めて大切になってきます。

われわれは、「MC-FAN（エムシーファン）」という装置を使って、毛細血管と同じ太さの通路に血液を流したときの通過状態を観察してきました。全身の毛細血管を1本につなぐと、長さは9万キロ。地球を2周半できる距離です。

血液は体の隅々の細胞に酸素や栄養を運び、かわりに二酸化炭素や老廃物を受け取ります。文字通り「髪の毛より細い」毛細血管は、人が生きていくうえで、動脈や静脈などの太い血管以上に大切です。

健康の基本である「サラサラ血液」は、赤血球・白血球・血小板の状態がよい血液です。残念なことに、何らかの原因で「ドロドロ血液」になっている方が多いのが現実。「脂肪肝」「脂質異常症」「糖尿病」のみならず、ストレスやタバコ、アルコールの過飲、不規則な生活によっても「ドロドロ血液」になってしまいます。

まず、食生活の見直しが基本です。「バランスのよい食事」といいますが、結構難しいもの。そこで、血液の流れをよくする「オサカナスキヤネ食」を提案したいと思います。そう、「お魚、好きやね!」で

す。できれば毎日、食事に取り入れたい食べ物8品目です。

「オ」はお茶。緑茶などに含まれるカテキンを中心とした抗酸化物質が血流を良くします。「サ」は魚。イワシ、サンマ、サバなどの青背魚に多く含まれるEPA（エイコサペンタエン酸）は赤血球膜をしなやかにし、血小板の凝集も抑制するので、サラサラ効果が期待できます。「カ」は海藻。「ナ」は納豆。「ス」は酢ですが黒酢は血流改善度ナンバーワンです。

「キ」はキノコ。「ヤ」は野菜。「ネ」はねぎ類で玉ねぎやニンニクも入ります。昔ながらの和食の献立の材料ばかりで、特に珍しいものなどありません。

血管の中を絶え間なく流れている血液に興味を持っていただけたら、「サラサラ血液・ドロドロ血液」の名付け親として、うれしい限りです。

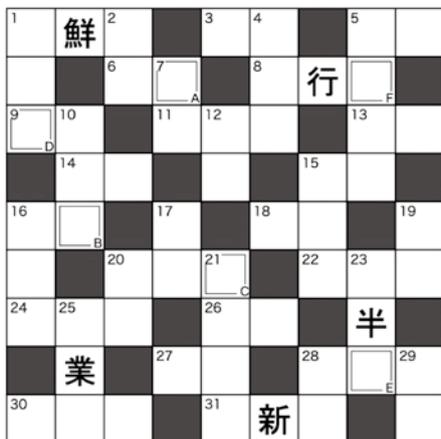
【プロフィール】

栗原毅（くりはら・たけし）医学博士。栗原クリニック東京・日本橋院長。前慶応大学特任教授。「血液サラサラ」という言葉を提唱し、著書やメディア出演などを通じて予防医療の大切さを訴えている

漢字クロスワードパズル

【問題】

マス目に入るのはすべて漢字です。
A～C、D～Fでできる三字熟語2つは何でしょう？



【タテのカギ】

- 足場が動いて、落ち着かない状態だよ
- 翌日の朝。〇〇早くに集合しよう
- 嘘やごまかし、ウラオモチがない人だ
- 手紙や封書の、左上に貼りますね
- 柔道で、体を倒した姿勢でかける技
- 札幌市の名所といえば、ここです
- 相手の仕掛けた罠。敵の〇〇にはまる
- ある向きとは、正反対の方角だ
- 江戸川乱歩の作「〇〇〇の散歩者」
- フル・パワー。ありったけの力
- 鯨の頭も〇〇から
- 義理とこれとの板挟みになった…
- 車が、走行するレーンを変えること
- 1年を2期に分けた場合の、前半部分
- 営利目的の経済活動にかけられる税金
- お金は入りません、タダです
- リミット。ぎりぎりのところ

【ヨコのカギ】

- 色や形が、はっきりしてない状態
- 明治と昭和のあいだですね
- ポストに投函して、手紙を〇〇する
- 朝なのに、なかなか起きない
- ダイレクトに目的地へ向かう便です
- さだまった時刻。〇〇退社を心がける
- 科学的知識や技法を使って仕事する人
- チケット。駅の自販機で購入します
- 電卓は「電子式卓上〇〇機」の略だ
- ←→順手。普通とは逆に持つ
- 祭りの時、参道などに並ぶ小さな店
- 敵の敵は、これだね!
- 人を乗せ、車夫が引く二輪車
- 自分の能力をより良くしようと思う心
- 背後に潜んでいる、経緯や理由のこと
- ルール。〇〇は続くよ、どこまでも～
- 急激に変化する。君子は〇〇する
- 期間の終わりを定めず、ずっと続ける
- タックスフリーのショップだね
- 契約を、新しく改める時にかかる料金

(出題・黒須和道)

近畿地区軽油価格調査集計表(平成30年7月分)

全ト協調会

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	108.41	102.29	107.80

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X T G エネルギー	108.61	101.87	109.36
出 光	106.26	103.16	105.93
昭和シェル	119.00	102.23	106.20
エクソンモービル			
キグナス	121.82	101.57	
コスモ	112.67	100.82	110.90
その他	102.61	103.21	106.91

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	108.66	102.48	108.78
30～50キロリットル未満		101.54	103.37
50～100キロリットル未満	104.90	101.55	105.50
100キロリットル以上		102.24	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	112.21	102.79	107.81
30～60日未満	106.85	101.86	107.38
60日以上	103.50	106.03	111.54

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2018年3月	103.52	92.53	99.48
2018年4月	101.33	94.72	100.91
2018年5月	107.27	100.26	105.84
2018年6月	108.89	100.15	106.77
2018年7月	108.41	102.29	107.80

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり) (平成30年7月度)

大ト協調会

※消費税抜き価格です

項目	スタ ン ド 買 い		ロ ー リ ー 買 い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エ ネ オ ス	112.3	103.5	101.6	99.5
出 光	113.0	106.1	103.3	99.7
昭和シェル	109.5	109.5	101.1	99.4
モービル	111.9	111.0		
エ ッ ソ	115.0	114.0	102.0	100.5
ゼネラル	114.0	114.0	102.0	102.0
キグナス				
コスモ	111.8	104.5	101.9	99.0
その他	109.6	102.0	101.7	100.5
全 社	(加重平均値)111.5	(最低価格)102.0	(加重平均値)101.9	(最低価格)99.0

府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事 前 届 出					
		件 数			台 数		
		5月	6月	7月	5月	6月	7月
特別積合せ	増 車	50	48	45	131	195	98
	減 車	40	36	46	63	78	87
一 般	増 車	(17)696	(12)703	(7)753	(78)1,160	(74)1,231	(35)1,302
	減 車	637	784	685	967	1,328	1,061
特 定	増 車						
	減 車						
合 計	増 車	(17)746	(12)751	(7)798	(78)1,291	(74)1,426	(35)1,400
	減 車	677	820	731	1,030	1,406	1,148

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

今月の 「Let's Try Cooking 1. 2. 3」



学校法人行吉学園 発行
神戸女子大学・神戸女子短期大学食物研究会 編集
「食物と健康」No.161 より掲載
<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp>

くじゃく卵

【材料】1人分

うずら卵	1個
鶏ささ身	1本
醤油	小さじ1/2
A 酒	小さじ1/4
みりん	小さじ1/4
のり	3×10cm
片栗粉	大さじ1/2
揚げ油	適宜

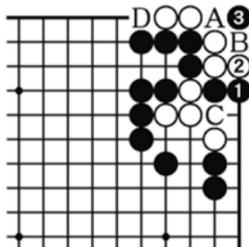
【作り方】

- ① うずら卵は水に入れて火にかけ、沸騰後弱火にして4～5分ゆでる。
- ② ささ身のすじを取り、包丁の背(またはボールの底)でたたいて厚さを均一する。Aに5分程漬けておく。
- ③ ①のうずら卵はすぐに水に取って冷まし、殻をむく。水気をふきとり、のりを巻く。
- ④ ③に②を巻き、片栗粉をまぶして160℃で揚げる。
- ⑤ 粗熱が取れたら半分に切って器に盛る。

【栄養DATA】1人分

エネルギー	140kcal
たんぱく質	13.9g
脂質	6.6g
塩分	0.5g

黒黒黒
111
【詰
め碁
】
Aで
黒3
でD
でも
白3
でC
で
【詰
め碁
】
黒先
白死
3まで
死
Cで



詰め碁【解答】

【詰
め碁
】
黒先
白死
3まで
死
Cで

以下、9手目黒1二金が決め手の
▲1三角成を演出する
▲3二角が急所の一手。4手目
目3一玉に、▲2二と▲2三手
が持ちこたえず、▲2二と▲2三手
目3一玉に、▲2二と▲2三手
成まで13手詰め。
▲同玉▲同玉▲同玉▲同玉▲同玉
▲同玉▲同玉▲同玉▲同玉▲同玉
▲同玉▲同玉▲同玉▲同玉▲同玉

詰め将棋【解答】

不	鮮	明	大	正	郵	送
安	朝	寝	直	行	便	符
定	時	技	術	者	切	手
計	算	中	逆	方	信	心
屋	台	全	味	方	上	半
根	人	力	車	路	無	期
裏	事	情	線	路	無	期
業	豹	豹	變	無	期	限
免	税	店	更	新	料	界

寝台車 定期便

漢字クロスワードパズル【解答】

◎運行管理者等指導講習業務

(平成30年7月末現在)

区 分 年 月	一 般 講 習				基 礎 講 習		特 別 講 習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
平成30年7月	0	0	0	0	2	294	0	0
平成30年度累計	0	0	0	0	4	620	1	21

◎適性診断業務

(平成30年7月末現在)

区 分 年 月	受 診 者 数						合 計
	任 意		義 務				
	一般	特別	初任	適 齢	特定Ⅰ	特定Ⅱ	
平成30年7月	761	0	316	47	10	0	1,134
平成30年度累計	4,552	1	1,762	225	35	0	6,575

🌸 お悔やみ申し上げます 🌸

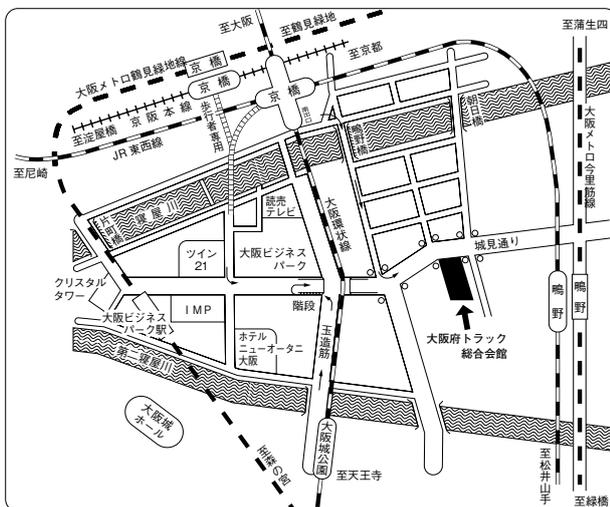
コーヨー急送(株) (大阪市西淀川区中島2ノ4ノ49=南大阪支部) 社長 ご母堂 長谷川すみえ殿、8月5日死去、92歳。葬儀は8月7日正午から守口市寺方錦通1ノ3ノ15のくすの木会館にて執り行われた。

(株)サカイ引越センター (堺市堺区石津北町56=泉州支部) 会長 田島憲一郎殿、8月22日死去、81歳。葬儀は8月26日午前10時半から大阪市東住吉区長居公園1ノ32の仏光殿 臨南寺会館にて執り行われた。

寺山運送(株) (堺市堺区向陵中町4ノ3ノ1=泉州支部) 会長 寺山武夫殿、8月9日死去、91歳。葬儀は8月11日午後2時半から堺市堺区北三国ヶ丘町8ノ7ノ12の堺中央メモリアルホールにて執り行われた。



大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線・・・
「京橋」南出口徒歩約10分・
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・
「京橋」南出口徒歩約10分・
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ鶴見緑地線・・・
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・
「鳴野」徒歩約15分

我が国は少子高齢化の影響で今後恒常的に労働人口の減少が避けられず、今や地域間・業種間・企業間で人材の奪い合いの様相を呈しています。

トラック輸送業界も同様で、最大の問題は「ドライバー不足」と「高齢化」の同時進行です。因みに本年6月における全業種平均の有効求人倍率は1.37であったのに対し、トラックドライバーの新規求人倍率は3.67に達し、一段と不足感が高まっています。ドライバー不足は一過性ではなく、10年後には24万人のドライバーが不足するとの予測も出ています。米国でもドライバー不足が顕著なようで、どうもトラックドライバー職は国を問わず人気のある職業ではないようです。

現在、IoTや、AI（人工知能）を活用したロボットの開発・導入や、自動運転技術の開発が進められていますが、そう簡単に問題を解決してくれるとは思えません。また政府が規制緩和を進める外国人労働者も、コミュニケーション能力が障害となり、安全確保上の問題からドライバーの即戦力としては無理です。高齢者についても心疾患や脳疾患のリスクが高まります。従って我々としては何としても女性（現在は40人に一人）を含め、若い人たちの参入を促す努力が必要です。

このような問題の解決・緩和のためには「3K」（きつい・汚い・危険）に加え、「休日少ない」、「給料安い」の2Kを加えた「5K」と称せられる業界の実態を、「3A」（安全・安心・安定）に変え、労働環境・労働条件を少なくとも世間水準並みに改善することが必要です。さもなければ必要な人員を確保出来ず、業容の拡大どころか継続すら難しくなります。

なお、ドライバーの労働条件の改善の他にもコスト・アップ要因がひしめいています。例えば労働時間短縮や残業代の割増を柱とする「働き方改革」への対応、原油価格高騰による燃料費の上昇、安全対策のための車載器の装着をはじめ車両価格の上昇、環境対策、最低賃金の上昇、等々です。今やコスト削減による業績の維持は限界に達しております。もちろん事業者自身が「生産性の向上」を目指す不断の努力をすべきことは言うまでもありません。しかし我々では如何ともし難いコストについては、荷主から「適正運賃」の形で収受することが不可欠です。

もとより値上げ交渉は容易ではありません。私は社内で、値上げ交渉というのは「人間力が試される場」だと言っております。平素の仕事ぶりを通じ荷主との信頼関係を築き、それを基に粘り強く交渉し理解を得る努力をすることです。

一方、行政側でもトラック業界の厳しい現状に鑑み、3年前に荷主と関係省庁が一堂に会し意見交換する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が、中央並びに各都道府県で設置されました。その成果は首相官邸で総理自ら出席される会合でも報告されています。また、昨年11月には新運送約款が施行され、そして本年4月には引越運送約款も改定されました。これにより今まで曖昧であった運賃と料金の区分が明確化され、荷主との運賃交渉がやりやすくなりました。ところが新運賃への移行の届け出は未だ50%程度に止まっています。行政の折角の支援に應えるためにも、我々事業者自身ももっと汗をかく必要があります。

次に私はトラック業界の「社会的地位の向上」を何としても図りたいと願っております。

全日本トラック協会は活動のスローガンとして「トラックは生活（暮らし）を支えるライフライン」としています。私は大阪府トラック協会会長として、本年度からこれに「安全・改革・貢献」を加えました。これは「安全を第一に、改革を怠らず、社会に貢献する」という思いです。

トラック輸送業界は、「日常生活においては人びとの生活に豊かさや幸せを届け、災害発生時には政府指定公共機関として、身を挺して緊急救援物資の輸送に当たる」という、社会的使命を担っています。東北大地震、熊本地震、そして本年6月の大阪北部地震、7月に入ってから西日本豪雨でも大きな役割を果たし感謝されました。

しかしその一方で、全日本トラック協会によると、昨年貨物自動車第一当事者となった死亡事故は全国で270件となり前年比12件増えています。そして、労働局の監督実施事業者の内、労働基準法違反が8割を超え、改善基準告示違反も7割近いという残念な実態です。

また、2017年度の脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数は、業種別では道路貨物運送業が最多で、調査開始以来9年連続最悪となっています。

交通事故にせよ労働災害にせよ、その最大の要因は過労死ラインとされる月100時間を超える残業など、過酷な長時間労働にあることが指摘されています。今のままでは「ブラック業界・ブラック企業」の烙印を押され、ますます人が集まりにくくなります。

そしてこれでは、折角、最近好意的な報道になったマスコミや社会の印象も元の木阿弥になり、社会的地位の向上も望めません。やはり「事故・事件をなくす」、「ルールを守る」、「マナーを向上する」という基本的なことをドライバーにしつけるだけでなく、事業者自身が忠実に実行することが必要です。

どう時代が変わろうと物流は不滅ですが、その有り様は時代とともに変わります。

今後は、IT（情報技術）やAI（人工知能）がますます進化し、自動化や共同輸送、モーダルシフトもどんどん進むことと思います。そのため既成概念にとらわれない若い皆さんのみなぎるパワー、そしてフレッシュな発想力が是非とも必要であります。

そういったことから私は、皆さんの今後のご活躍に大いに期待しているところです。引き続き皆様方の一層のご理解、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

トラ坊のご存知ですか？



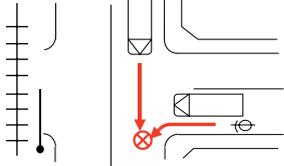
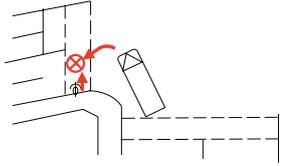
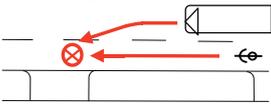
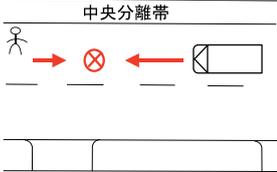
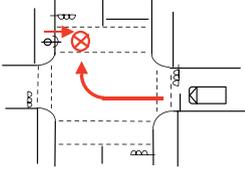
「交通事故事例をご活用ください」

平成29年中の事業用貨物自動車の交通死亡事故発生件数では、車籍別が大阪36件で全国1位、発生地別も大阪21件で全国1位という最悪の結果でした。特に車籍別では2位の兵庫17件を大きく引き離し、全国でも飛び抜けて多発となりました。

全日本トラック協会が策定した「トラック事業における総合安全プラン2020」では、平成32年までに、①交通事故による死者数を200人以下、②人身事故件数を12,500件以下、③飲酒運転による事故件数をゼロとする、とした国土交通省が定めた目標を実現するため、交通死亡事故件数に係る新たな数値目標（重点削減目標）として、「事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を、車両台数1万台あたり「1.5」件以下とすることを各都道府県（車籍別）の共有目標とする」旨を決定しました。

当協会でも不名誉な1位を返上し、共有目標の達成に向けて努力していかねばなりません、その一環としてホームページ上に大阪府警察より提供された「事業用貨物自動車に関する交通死亡事故発生通報」を掲載しております。

本号では今年度の発生通報をまとめて掲載いたしましたので、ぜひ社内教育等でご活用いただきますとともに、今後ともホームページ掲載のデータをご活用ください。

<p>5月14日(月) 午前11時32分ころ(晴れ) 枚方市内発生 交通整理の行われていない交差点を直進進行するトラックが、原付単車と出合頭に衝突。</p> 	<p>5月21日(月) 午後4時35分ころ(晴れ) 大阪市内発生 交通整理の行われている交差点を左折進行するトラックが、横断中の自転車と衝突。</p> 
<p>5月26日(土) 午前8時20分ころ(晴れ) 門真市内発生 第二通行帯から第一通行帯に進路変更する大型貨物車が、第一通行帯を進行する大型自動二輪車と衝突。</p> 	<p>7月29日(日) 午前1時47分ころ(雨) 枚方市内発生 準中型貨物車が進行中、対面から進行してきた歩行者と衝突</p> <p>中央分離帯</p> 
<p>7月30日(月) 午前1時40分ころ(晴れ) 堺市内発生 大型貨物車が進行中、自転車で転倒し路上に投げ出されていた歩行者と衝突</p> 	<p>7月31日(火) 午前10時32分ころ(晴れ) 大阪市内発生 大型貨物車が右折する際、横断歩道を横断中の自転車と衝突</p> 

(事故原因については捜査中)

大阪府警察協力



トラ坊
(一社)大阪府トラック協会
 シンボルキャラクター

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 **大阪府トラック協会**
 専務理事 滝口 敬介

9月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

秋の全国交通安全運動

9月21日(金)～30日(日)

全国重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と
高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の
交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

大阪重点

二輪車の交通事故防止

- 死亡事故は通勤・通学時間帯の発生が多い！
- 原付・第二種原付乗車中が多い！
- 約6割が右折・直進時と単独の事故！

二輪ライダーの皆さんへ

- 速度を控え、しっかりと周りの安全確認を！
- 車両の間をすり抜ける行為は、危険なのでやめましょう！

四輪ドライバーの皆さんへ

- 二輪車は、遠くに感じてでも意外と近くにあります！
- 交差点右折時は、対向二輪車に十分注意しましょう！



命を守るため
「胸部プロテクター」
を着用しましょう！

LINE@で
交通安全情報発信中！
QRコードから是非登録を！



カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
件数	2,455	2,380	2,342	2,164	2,144
死者数	29	24	29	19	21
負傷者数	2,991	2,993	2,901	2,666	2,684
うち重傷者数	184	185	180	172	178

● 各年の7月末までの確定値

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	1,358	1,295	1,244	1,160	1,093
死者数	13	14	1	9	13
負傷者数	1,695	1,579	1,511	1,436	1,380
うち重傷者数	99	94	103	93	78

● 各年の7月中の確定値

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	222	252	171	193	173
死者数	0	2	1	2	3
負傷者数	276	313	208	246	223
うち重傷者数	10	21	8	13	15

注：件数は事業用貨物自動車が1当となった事故件数、
死者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

大ト協第125号
平成30年7月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

平成30年度「整備管理者」選任後研修の開催について (ご通知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、すでによくご承知のとおり、道路運送車両法第50条の規定に基づき選任された『整備管理者』につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条で運輸局長の行なう「研修」の受講が義務付けられています。

このため、本年度におきましても、近畿運輸局大阪運輸支局主催にて下記により「研修」が開催されることとなりましたのでご案内いたします。

つきましては、各位におかれましては業務ご多用中を誠に恐縮ですが、対象者のご受講方について格別のご高配をくださいますようお願い申しあげます。

なお、当研修は2年毎の受講となりますので、平成29年度研修修了者（大ト協会員向けには平成29年10月12日、30年2月6日実施）の受講義務はありません。平成28年度研修修了者（大ト協会員向けには平成28年11月2日実施）は今回開催分を受講してください。

記

1. 受講対象者 **平成29年度「整備管理者選任後研修」未受講または平成30年度に新たに選任された「整備管理者」**
2. 日時・場所 **平成30年10月12日（金）**
◇午前の部 午前10時15分～午後12時15分
〔対象支部〕 **河北・中央・西・第六・北大阪・東大阪**
◇午後の部 午後2時～4時
〔対象支部〕 **浪速南・大正・東北・南大阪・泉州・港**
「大阪市中央公会堂」大集会室（大阪市北区中之島1-1-27）
TEL. (06) 6208-2002
〔最寄りの駅：地下鉄御堂筋線・京阪電鉄「淀屋橋」駅〕

※「浪切ホール」につきましては、定員に達しましたので締め切りました。

3. 受講料 1名につき 1,000円 (研修資料代他)
〔当日、会場受付で申し受けますので、釣り銭のいらないう
ご準備をお願いします。〕

4. 研修内容 整備管理の現況について 他

5. 研修資料 近畿運輸局監修 整備管理者研修資料 他

6. 講師 近畿運輸局大阪運輸支局 検査・整備・保安部門担当官 他

7. 申込み・「修了証明書」について

(1) 申込み

別添「受講申込み書」に「会社名・受講者名」など必要事項をご記入のう
え、来る 10月5日(金) までに協会〔交通・環境部〕へ FAX にてお申込み
ください。(FAX. (06) 6965-4029)

(2) 「修了証明書」の発行

**この研修受講者に対しましては、近畿運輸局大阪運輸支局から「修了証明
書」が交付されます。**

9. その他

- ・ **受講票は発行いたしません。申込み受講時間にご来場ください。**
- ・ 大阪市中央公会堂には駐車設備がありませんので、当日は**公共交通機関
を利用**してお越してください。
- ・ 大阪市中央公会堂については収容人員の関係上、「所属支部」をご確認の
うえ、原則として指定日時にてご受講ください。(業務の都合上、当該日
時に受講できない場合はこの限りではありません)
- ・ 上記理由で**他支部割り当て分を受講される場合の電話連絡等は不要です
ので、希望時間に○をしてお申し込みください。**
- ・ 受講当日は、**筆記用具**を必ずご持参ください。
- ・ 当日の受付は**講習開始30分前**より行います。

○ 研修に関するお問い合わせは、

大阪運輸支局「検査・整備・保安部門」

(072) 822-4374

または (一社) 大阪府トラック協会 交通・環境部

(06) 6965-4033

までお願いいたします。

大阪市中央公会堂



※ 会場には駐車設備がありませんので、当日は公共交通機関を利用してお越しください。

[最寄りの駅 : 大阪メトロ御堂筋線・京阪電鉄 … 各「淀屋橋」駅]

平成30年度整備管理者選任後研修

「受講申込み書」

平成30年 月 日

フリガナ			
事業者名			
住 所		所属支部	
担当者名		電話番号	

受 講 日 時		受 講 者 名	生 年 月 日
10月12日			
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生
午前 (10:15)	午後 (14:00)	フリガナ	昭・平 年 月 日生

〔注〕原則として所属支部の割り当て時間にて受講申込をしてください。ただし業務等の都合により該当時間に受講できない場合は、他支部割り当て時間にて受講申込して下さい。

※他支部割り当て分を受講される場合の電話連絡等は不要ですので希望時間に丸をしてお申し込みください。

〔注〕受講票は発行いたしません。申込みいただいた受講時間にご来場ください。

申込先 : 一般社団法人大阪府トラック協会 交通・環境部 F A X (06) 6965 - 4029

通 報

大ト協第162号
平成30年8月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

平成30年度トラック交差点事故防止マニュアル活用セミナーの開催について (ご案内)

時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、交差点事故はトラックの死亡事故の約1/3を占めています。また、交差点事故のうちドライバー自身の認知・判断にかかわる原因の約7割は「安全不確認（安全確認の不足）」です。

このような交通死亡事故の発生のゼロを目指すために、全日本トラック協会がこのたび制作した「トラック交差点事故防止マニュアル ～交差点事故撲滅キット～」を使用してドライバーの安全指導に効果的に活用するためのセミナーを下記により開催することといたしました。

みなさまにおかれましては、ご多用のこととは存じますが、お繰り合わせのうえ是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

記

1. 日 時 平成30年10月17日（水）午後1時30分～午後4時30分
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
3. 講 師 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社ご担当者※
※全日本トラック協会「トラック交差点事故防止マニュアル」制作受託業務者
4. 内 容 過去のトラック事故を詳細分析した結果を説明し、交通事故の重大性の解説、ならびに事故の特徴や要因を踏まえてまとめた「対策マニュアル」の内容を解説。
○第1部：セミナー（1時間程度）
○第2部：小集団での情報交換（1.5時間程度）
※第2部では、出席者の中から情報交換の進行役を決める予定です。
5. 申込方法 平成30年10月10日（水）までに裏面申込書によりFAXでお申し込みください。

一般社団法人大阪府トラック協会 交通・環境部行

平成30年度トラック交差点事故防止マニュアル活用セミナー 申込書
(10/17)

事業者名 _____ 支部名 _____

参加者氏名 _____

FAX. (06) 6965-4029

大阪府トラック総合会館



交通のご案内

JR大阪環状線大阪城公園駅下車徒歩約10分・京橋駅南出口下車徒歩約10分
京阪本線京橋駅下車徒歩約15分・JR東西線京橋駅南出口下車徒歩約10分
地下鉄鶴見緑地線大阪ビジネスパーク駅下車徒歩約10分・京橋駅下車徒歩約20分

通 報

大ト協第184号
平成30年9月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

平成30年度初任運転者特別講習の開催について

(ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に特段のご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、みだしの講習につきまして、事業者には「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条」の規定に基づき、国土交通省告示で定めるところにより、初任運転者に対する特別な指導を行うよう義務付けられており、準中型免許の施行により、平成29年3月12日から教育内容が12項目に充実が図られ、教育時間は座学15時間以上(積載方法、日常点検、構造上の特性など実車指導含む)に加えて添乗指導20時間以上に強化され実施が義務付けとなりました。

本来、初任運転者に対する指導は、各事業者において実施するものでありますが、大阪府トラック協会では、座学の教育内容9項目を6時間分のみ、事業者様に代わり行うことといたしました。

つきましては、日常業務何かとお忙しいと存じますが、本主旨をご理解の上、受講希望者は別紙「受講申込書」に必要事項を記載し、申し込み先をご確認の上、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

なお、本講習を受講された場合は、残り9時間の座学(積載方法、日常点検、構造上の特性など実車指導含む)及び20時間の添乗指導が必要ですので、各事業者様で必ず実施していただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 受講対象者

原則として、大阪府トラック協会及び兵庫県トラック協会に所属する次の者

・初任運転者

※新たにドライバーとして採用された方でも、貴社で初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物運送事業者によって運転者として常時選任されたことがある方は該当いたしません。

※国の認定機関である自動車事故対策機構(NASVA)、ヤマト・スタッフ・サプライ等で行っている初任診断ではございませんのでご注意ください。

2. 研修内容

- ▶トラックを運転する場合の心構え
- ▶トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ▶トラックの構造上の特性
- ▶貨物の正しい積載方法
- ▶過積載の危険性
- ▶危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ▶運転者の運転適性に応じた安全運転
- ▶交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ▶健康管理の重要性

※下記の項目は実施いたしませんのでご注意ください

- ▶危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ▶適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ▶適性診断の結果に基づく個々の運転者の運転行動の特性を自覚させる
- ▶安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

3. 開催日時及び会場

開催日時 **平成 30 年 10 月 25 日 (木)**

研修時間 10:00~17:00 (途中休憩含む) (受付 9:30~)

※6時間の法定条件のため、時間厳守となります。

開催場所 「大阪府トラック総合会館 6階」

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2 URL <http://www.truck.or.jp/>

4. 申し込み方法

「受講申込書」に必要事項をご記入の上、**10月18日(木)までに**、FAX(06-6965-1902)にてお申し込みください。

ただし、定員に到達次第〆切りとさせていただきます。(定員 100名)

5. その他

- ・受講料は無料です。
- ・修了者には受講証明書(座学の教育内容9項目6時間分のみ)を交付します。
- ・昼食のご用意はありませんので、各自でお取りください。
- ・駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【問い合わせ先】

(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

TEL:06-6965-4024 / FAX:06-6965-1902

平成30年度初任運転者特別講習

受講申込書

受講申込者氏名	フリガナ
受講申込者氏名	フリガナ
受講申込者氏名	フリガナ
会社名	
営業所名	
営業所住所	〒
連絡先	担当者氏名
	電話
所属トラック協会	大阪府トラック協会 or 兵庫県トラック協会 (加盟されている方に○印を付けてください)
トラック協会所属支部名	

※本講習は、座学9項目を6時間行うものであり、初任教育の内容を全て満たしておりません。別途9時間の座学（積載方法、日常点検、構造上の特性など実車指導含む）及び20時間の添乗指導が必要となるのでご注意ください。

10月18日（木）までにFAXでお申し込みください。

FAX (06) 6965-1902

通 報

大ト協第189号
平成30年9月

会 員 各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

「第36回物流セミナー」の開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり、誠にありがとうございます。

さて、当協会ではかねてから荷主の皆様への業界PRと併せ、業界に対する理解と認識を深めていただくため『物流セミナー』を開催いたしております。

こうした中で、本年度もトラック運送事業者並びに経済団体及び荷主企業を対象に『第36回物流セミナー』を下記のとおり開催することといたしました。

各位におかれましては、業務何かとご多用のこととは存じますが、お繰り合わせのうえ、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

記

- ・ 日 時 平成30年10月30日(火) 14時～16時(予定)
- ・ 場 所 太閤園「ダイヤモンドホール」
住所：大阪府大阪市都島区網島町9-10 電話：06-6356-1110
- ・ 講 演 テーマ：「お客様は神様か～サービス業と国民性」
講 師：岡村善文 特命全権大使
日本政府代表(平和と安定に関する国際協力担当)
※講師詳細は別添をご覧ください
- ・ 参加費 無料
- ・ 申込方法 平成30年10月19日(金)までに別紙申込書によりFAX
(06-6965-1902)にてお申し込みください。
- ・ 問い合わせ先 (一社)大阪府トラック協会 適正化事業部
電話 06-6965-4024 FAX 06-6965-1902

【講師プロフィール】

おかむら よしふみ
岡村 善文 特命全権大使

日本政府代表(平和と安定に関する国際協力担当)



コートジボワール大使(2008-2011年), 外務省アフリカ部長(2012-2014年)として, 対アフリカ外交に従事。2013年, 第5回アフリカ開発会議(TICADV)の開催に指揮をとった。2014年から2017年にかけて, 国連代表部次席大使として, 国連安全保障理事会におけるアフリカ関連の議題を担当。2017年6月より現職。

岡村大使は, 平和と紛争の分野における長年の経験も有する。1994年, 日本政府が派遣したルワンダ難民救援部隊の政府調整員としてゴマの駐屯地に勤務。1999年から2000年には, 国連コソヴォ・ミッション(UNMIK)の首席政務官を務める。

1981年外務省入省。アルジェリア, イタリア, インド, フランス, ウィーン代表部を歴任。

大阪府トラック協会 適正化事業部 行
(F A X 06-6965-1902)

「第 36 回物流セミナー」(10/30) 申込書

会社名 _____ 支部名 _____

氏名 _____

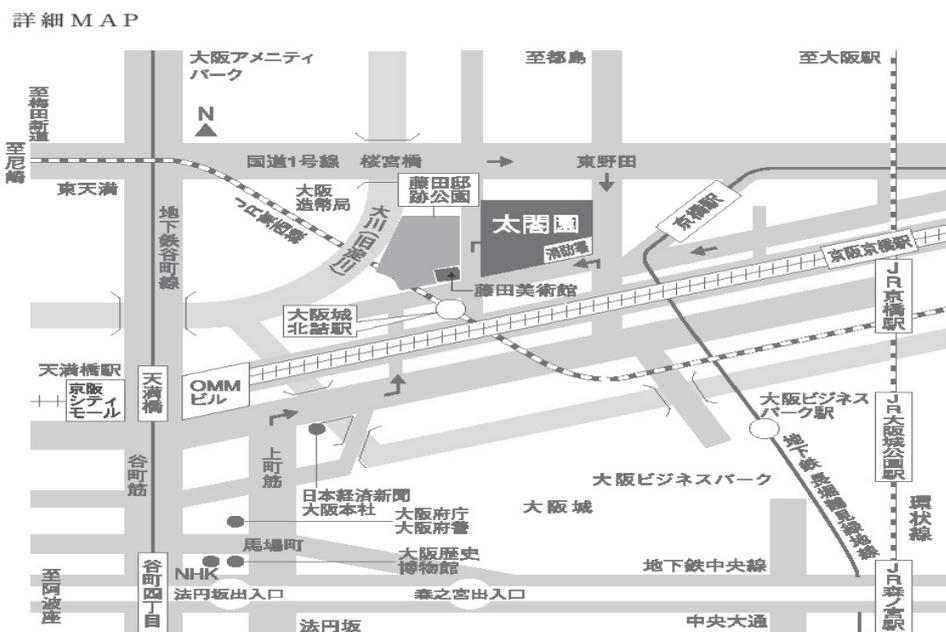
氏名 _____

荷主会社名	役職名	出席者名

※荷主様ご参加の場合、併せてご記入ください。

※当日お名刺をご持参くださるようお願いください。

太閤園 案内図



JR 東西線大阪城北詰駅(3号出入口)より、徒歩1分 駐車場 80台(無料)

通 報

大ト協第194号
平成30年9月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

「引越業者向け家電リサイクル法等に関する説明会」

(開 催 ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、「特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し」について、会員事業者に周知徹底をお願いしておりましたが、先般、経済産業省、環境省より、新たに「特定家庭用機器廃棄物」について不適切な取扱いを行った事業者に対して勧告がなされました。

経済産業省、環境省では、この事態を重く受け止め、引越事業者における家電リサイクル法の遵守を図るため、引越事業者向けの家電リサイクル法に関する説明会を実施することとし、全日本トラック協会を通じて、当該説明会への協力要請がございました。

経済産業省、環境省では、下記のとおり、全国7箇所ですべて計11回にわたり標記の説明会を開催します。(近畿地区は同日2回開催です。)

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、お繰り合わせの上ご参加いただけますようお願いを申し上げます。

記

- ①北海道 10月17日(水)13時30分～15時30分
北海道札幌市中央区南9条西1-1-10
(公社)北海道トラック協会研修室
- ②東 北 10月18日(木)13時30分～15時30分
宮城県仙台市若林区卸町5-8-3
(公社)宮城県トラック協会研修室
- ③関 東 10月2日(火)10時00分～12時00分
- ④関 東 10月2日(火)13時30分～15時30分
- ⑤関 東 10月16日(火)10時00分～12時00分
- ⑥関 東 10月16日(火)13時30分～15時30分
東京都新宿区四谷3-2-5
(公社)全日本トラック協会3階ホール

- ⑦中 部 10月22日(月)13時30分～15時30分
愛知県名古屋市瑞穂区新開町12-6
(一社)愛知県トラック協会研修室
- ⑧近 畿 平成31年1月22日(火)10時00分～12時00分
⑨近 畿 平成31年1月22日(火)13時30分～15時30分
大阪府大阪市城東区鳴野西2-11-2
(一社)大阪府トラック協会 研修センター6階601号室
- ⑩中国・四国 平成31年1月15日(火)13時30分～15時30分
広島県広島市東区光町2-1-18
(公社)広島県トラック協会研修室
- ⑪九州・沖縄 平成31年1月21日(月)13時30分～15時30分
福岡県福岡市博多区博多駅東1-18-8
(公社)福岡県トラック協会研修室

※別紙1、参加連絡票にご記入の上、FAXでお申込下さい。
各回とも定員数に限りがございますので、定員になりしだい
締切りとさせていただきます。

以上

参加連絡票

平成30年 月 日

(一社)大阪府トラック協会 企業振興部 行
[FAX : 06-6965-4039]

「引越業者向けに家電リサイクル法等に関する説明会」へのご出欠について、必要事項をご記入ください。

出席者

協会名	(一社)大阪府トラック協会
事業者名	
参加者	役職： 氏名： TEL：

注) 各回の定員人数に限りがございますので、先着順とさせていただきます。
 注) 複数名参加希望の場合は、参加連絡票をコピーしてお申込下さい。

※下記の参加を希望する説明会に○を記入して下さい。

- () ①北海道 (午後) : 10月17日 (水) 13時30分~15時30分
 () ②東北 (午後) : 10月18日 (木) 13時30分~15時30分
 () ③関東 (1日目午前) : 10月2日 (火) 10時00分~12時00分
 () ④関東 (1日目午後) : 10月2日 (火) 13時30分~15時30分
 () ⑤関東 (2日目午前) : 10月16日 (火) 10時00分~12時00分
 () ⑥関東 (2日目午後) : 10月16日 (火) 13時30分~15時30分
 () ⑦中部 (午後) : 10月22日 (月) 13時30分~15時30分

 () ⑧近畿 (午前) : 1月22日 (火) 10時00分~12時00分
 () ⑨近畿 (午後) : 1月22日 (火) 13時30分~15時30分

 () ⑩中国・四国 (午後) : 1月15日 (火) 13時30分~15時30分
 () ⑪九州・沖縄 (午後) : 1月21日 (月) 13時30分~15時30分

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

平成30年度「トラック運送事業者のための 人材確保セミナー」の開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解、ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界では、人材確保対策や人材定着に向けた職場環境の整備が喫緊の課題であることから、当協会では会員事業者の皆さまに若年者、女性、高齢者の求人、採用育成方法ならびに定着に向けて自社の労務管理等の職場環境の整備を目的とする標記セミナーを、公益社団法人全日本トラック協会の協力のもと下記により開催することといたしました。

つきましては、業務何かとご多用とは存じますが、経営者の皆さまはもちろん、人事管理の実務ご担当者のご出席方につきましても、是非ご協力を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 開催日 平成30年11月13日(火) 13:00～17:00 (予定)
2. 開催場所 アートホテル大阪ベイタワー 4Fアートグラウンドボールルーム (略図参照)
大阪市港区弁天1-2-1 TEL. 06-6573-3131
3. 講演 (仮題)「働き方改革関連各法律の施行」について
大阪労働局 労働基準部 監督課
地方労働基準監察監督官 的場 由美 氏
4. セミナー
 - (1) 人材不足時代における運転者人材の実態
 - (2) 運転者人材等の採用
 - ・人材採用に向けた準備
 - ・効果的な求人(求人票の記載、ウェブの活用など)
 - (3) 新卒者、女性、高齢者の雇用促進
 - ・求人・採用・育成方法
 - ・社内体制の整備
 - ・協会等の取り組み(インターンシップ登録サイト、雇用関係助成金)
 - (4) 人材が定着するための職場環境の整備
 - ・人材の育成と定着
 - ・労務管理のポイント(賃金制度、人事評価制度など)

日本PMIコンサルティング株式会社
税理士・主席コンサルタント 小坂 真弘 氏

4. 参加費 無 料
5. 申込要領 別紙「申込書」に必要事項をご記入の上、きたる10月30日(火)までにFAX(06-6965-4039)でお申込ください。
6. 定 員 500名
7. お問い合わせ 〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
一般社団法人 大阪府トラック協会「企業振興部」
TEL(06)6965-4036
FAX(06)6965-4039
-

アートホテル大阪ベイタワー

〒552-0007

大阪市港区弁天1-2-1(ORC200内)

TEL. 06-6577-1111



「トラック運送事業者のための人材確保セミナー」

参加申込書

開催日	内容	出席人数
11月13日(火)	トラック運送事業者のための 人材確保セミナー	名

- 【留意事項】**
1. 先着順の受け付けとし、定員になりしだい締め切ります。
 2. セミナーの開催時間は全て予定です。当日の状況により多少前後する可能性があることをご承知おきください。

事業者名 _____ ご担当者名 _____

所属支部 _____

連絡先 TEL () - () - ()

FAX () - () - ()

FAX 06-6965-4039

通 報

大ト協第201号
平成30年9月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

平成30年度「追突事故防止マニュアル」活用セミナーの開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、追突事故は事業用トラックの人身事故において約半数を占め、業界の安全対策における最重要課題の一つです。

このような追突事故の発生のゼロを目指すために、今年度も全日本トラック協会がとりまとめた「トラック追突事故防止マニュアル ～追突事故撲滅キット～」を使用してドライバーの安全指導に効果的に活用するためのセミナーを下記により開催することといたしました。

みなさまにおかれましては、ご多用のこととは存じますが、お繰り合わせのうえ是非ともご参加賜わりますようお願いいたします。

記

1. 日 時 平成30年11月21日(水) 午後1時30分～午後4時30分
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
3. 講 師 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社ご担当者
※全日本トラック協会「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」
制作受託事業者
4. 内 容 最新の事故分析結果等を交えながら追突事故防止に向けた対応を解説するとともに、出席者同士の小集団での情報交換を行なう。
○第1部：セミナー（1時間程度）
○第2部：小集団での情報交換（1.5時間程度）
※第2部では、出席者の中から情報交換の進行役を決める予定です。
5. 申込方法 平成30年11月14日(水)までに別紙申込書によりFAXでお申し込みください。

一般社団法人大阪府トラック協会 交通・環境部行

(平成30年度) 追突事故防止マニュアル活用セミナー 申込書
(11/21)

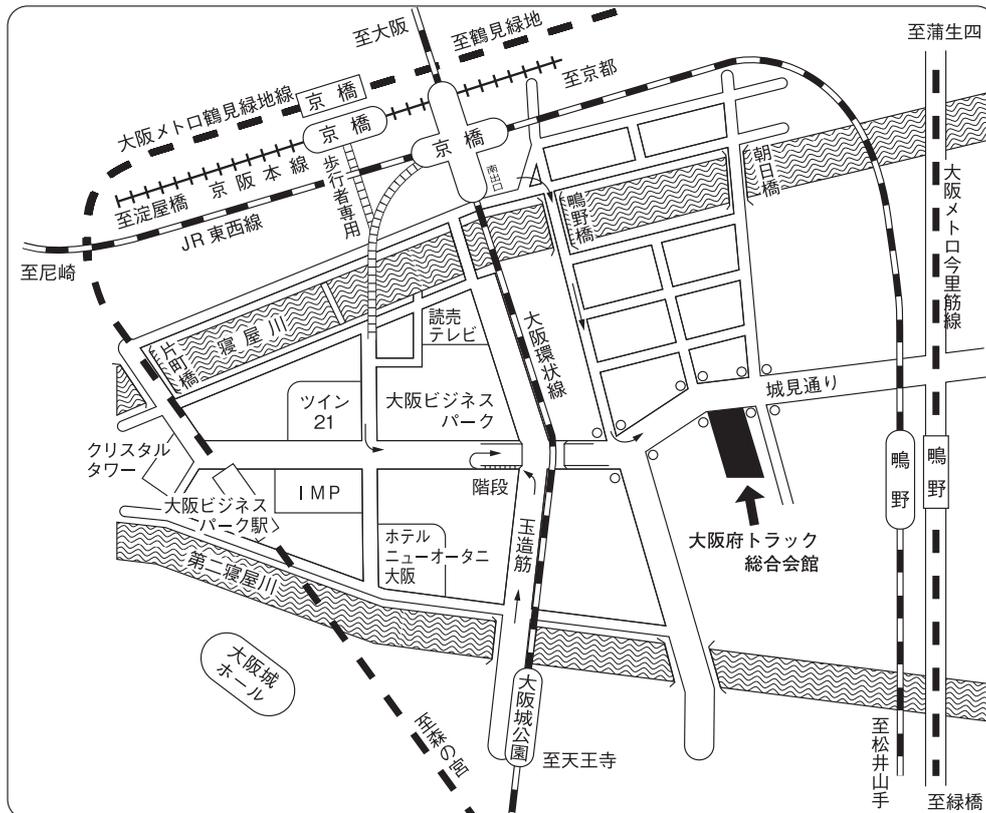
事業者名 _____ 支部名 _____

住所 _____

参加者氏名 _____

FAX. (06) 6965-4029

大阪府トラック総合会館



交通のご案内

JR大阪環状線大阪城公園駅下車徒歩約10分・京橋駅南出口下車徒歩約10分
京阪本線京橋駅下車徒歩約15分・JR東西線京橋駅南出口下車徒歩約10分
地下鉄鶴見緑地線大阪ビジネスパーク駅下車徒歩約10分・京橋駅下車徒歩約20分

通 報

大ト協第202号
平成30年9月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

特殊車両通行許可制度講習会の開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて、みだしの「講習会」を全日本トラック協会から講師を迎え、下記により開催することといたしました。

つきましては、各位におかれましては何かとご多用のところを誠に恐縮ですが、お差し繰りのうえ、ぜひ多数のご出席を賜わりますよう、ご案内と併せましてよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成30年11月1日(木) 午後1時30分～午後4時
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
大阪市城東区鳴野西2-11-2
TEL. (06) 6965-4033
3. 講 師 公益社団法人全日本トラック協会 ご担当者
4. 内 容 「特殊車両通行許可制度及び高速道路における大口多頻度割引停止措置に係わる対応について」
5. 申込方法 平成30年10月26日(金)までに別紙申込書によりFAXで
お申し込みください。

一般社団法人大阪府トラック協会 交通・環境部行
特殊車両通行許可制度講習会 申込書
(11/1)

事業者名 _____ 支部名 _____

参加者氏名

FAX. (06) 6965-4029

大阪府トラック総合会館



交通のご案内

J R大阪環状線大阪城公園駅下車徒歩約 10 分・京橋駅南出口下車徒歩約 10 分
京阪本線京橋駅下車徒歩約 15 分・J R東西線京橋駅南出口下車徒歩約 10 分
地下鉄鶴見緑地線大阪ビジネスパーク駅下車徒歩約 10 分・京橋駅下車徒歩約 20 分

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

「安全管理者選任時研修」開催のご案内

労働安全衛生法第11条では、運送業において常時50人以上の労働者を使用する事業場は、安全管理者を選任して、その安全管理者に安全衛生業務のうち安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

また、安全管理者には一定の資格要件が必要とされ、労働安全衛生規則の改正(平成18年10月1日施行)で、一定の学歴と実務経験のほかに「厚生労働大臣が定める研修(9時間)」を受講・修了していることが要件となり、同時に平成16年10月1日以降に選任された安全管理者(2年未満)の方も研修の修了が義務付けられました。

当支部では、安全管理者を養成するために、みだしの法定研修を開催することといたしましたのでこの機会にぜひ関係者が受講されますよう、ご案内申し上げます。

(なお、本研修では、科目の一部を免除することはありません。)

1. 講習日程 (カリキュラム裏面参照)

	月 日		時 間
学 科	1 日 目	平成30年10月18日(木)	13:30~16:40
	2 日 目	平成30年10月19日(金)	9:30~17:00

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は公共の交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 受 講 料 ・陸災防会員 無 料
・非 会 員 10,000円(税込)

4. 受講対象者 (1) 新たに安全管理者に選任される予定の方
(2) 平成18年10月1日において安全管理者として選任された経験が2年未満の方(平成16年10月1日以後に選任された方)についても、この研修の受講が義務付けられています。

- (3) 既に安全管理者に選任されているが、この研修を受講することによりリスクアセスメント等についての必要な知識を習得したり、理解を深めたりしたい方(安全管理者としての職務内容の再確認等を図りたい方など)

5. 修了証 この講習を受講された方には「修了証」を交付いたします。

6. 研修カリキュラム

第1日	13:30～13:40	研修にあたっての留意事項
	13:40～16:40	安全管理
第2日	9:30～11:00	安全教育
	11:00～12:30	関係法令
	12:30～13:30	休憩
	13:30～16:30	事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動
	16:30～17:00	修了試験（研修効果の確認）

7. 共催 一般社団法人大阪府トラック協会

8. 申込み要領

- 定員 50 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入いただき、10月2日（火）までに当支部あてにFAX（06-6965-1903）でお申込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越しください。

安全管理者選任時研修受講申込書

事業者名 _____ 電話番号 _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	役 職 名	分 会 名 (支 部 名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

「腰痛予防セミナー」開催のご案内 ～ 衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 ～

業務上疾病発生状況の負傷に起因する疾病では、腰痛のしめる割合が最も高く、運輸交通業での割合も高くなっています。

今回のセミナーでは、業務の合間の少しの時間を使ってできる対処法や、運転姿勢、荷物の上げ下げの姿勢など、腰痛予防対策の基本から説明します。

衛生管理者、安全衛生推進者及び労務管理担当者のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 平成30年10月11日(木) 14:00～16:30

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区嶋野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、「マイカー」以外の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ 「腰痛予防について」
大阪産業保健総合支援センター相談員 浅田 史成 氏
大阪労災病院 治療就労両立支援センター
主任理学療法士

「陸運業における腰痛予防について」
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 酒井 雅彦 氏

5. 受講料 無 料

6. 申し込み方法

- 定員100名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「申込書」にご記入していただき、9月28日（金）までに当支部あてFAX（06-6965-1903）でお申し込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

「腰痛予防セミナー」申込書

事業者名 _____

電話番号 _____

氏 名	役 職 名	支 部 名
(ふりがな)		
(ふりがな)		

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

大阪・職場の健康づくりフォーラム ～平成30年度 第69回 全国労働衛生週間大阪大会～

今年度の全国労働衛生週間は、「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の促進を図ることを目的に展開されます。

つきましては、全国労働衛生週間に当たり、「大阪・職場の健康づくりフォーラム」が下記のとおり開催されることとなりましたので、多数のご参加方につき格別のご理解とご協力を賜りますよう、ご案内と併せましてよろしくお願い申し上げます。

記

- 日 時** 平成30年10月2日(火) 13時30分～16時40分
- 会 場** ドーンセンター 7階ホール (大阪府立男女共同参画・青少年センター)
大阪府中央区大手前1丁目3番49号 TEL 06-6910-8500
(京阪本線「天満橋」駅・地下鉄谷町線「天満橋」駅から東へ徒歩約5分)
- 定 員** 500名 (定員になり次第、締切らせていただきます)
- 参 加 費** 無 料 (どなたでも参加できます)
- 主 催** 全国労働衛生週間大阪大会運営会議 (*運営会議構成機関は下記参照)
- 構成機関** 大阪労働局・各労働基準監督署
公益社団法人大阪労働基準連合会・各地区労働基準協会
建設業労働災害防止協会大阪府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会大阪総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会大阪府支部
中央労働災害防止協会近畿安全衛生サービスセンター
中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター
中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センター
(公社) 日本作業環境測定協会大阪支部
(一社) 日本ボイラ協会大阪支部
(一社) 日本クレーン協会近畿支部
(公社) 建設荷役車両安全技術協会大阪府支部
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会大阪支部
(独法) 労働者健康安全機構大阪産業保健総合支援センター
(独法) 労働者健康安全機構大阪労災病院治療就労両立支援センター

◆◆ プ ロ グ ラ ム ◆◆

- 開 場 (12:30)
 開 会 (13:30) (敬称略)
- 1 主 催 者 挨 拶 大阪労働局長 井 上 真
- 2 主 催 者 ・ 後 援 紹 介
- 3 基 調 講 演 「労働衛生行政について～働き方改革関連法の概要～」
 (13:40～) 大阪労働局 労働基準部長 小 島 敬 二
- 4 事 例 発 表 「ストレスチェックを活用した職場改善活動
 (14:10～) ～職場の健康診断結果と対話による働き方見直し～」
 コクヨ株式会社 経営管理本部 人事総務部
 勤労厚生ユニット ユニットマネジャー 福 岡 幹 二
 休 憩
- 5 特 別 講 演 「ストレスチェック後の職場環境改善
 (15:05～) ～ワークエンゲイジメント向上にもつながる取り組みの紹介～」
 一般財団法人京都工場保健会 理事
 産業医学研究所 所長
 産業医科大学 産業衛生教授 医学博士 森 口 次 郎
- 閉 会 (16:40)

【参加申込先】 参加ご希望の方は、下記申込書にご記入の上、9月21日(金)までに陸災防大阪府支部へ
 F A X (06-6965-1903) でお申し込みください。申し込みをいただいた方に参加証を送付
 いたします。当日、会場にて参加証を提示して資料をお受け取りください。

..... き り と り せ ん

陸災防大阪府支部行 (FAX 06-6965-1903)

大阪・職場の健康づくりフォーラム 全国労働衛生週間大阪大会 (10/2) 参加申込書

職 名	氏 名	参加証番号
		*
		*
		*

(注) *印欄は、陸災防大阪府支部にて記入します。

上記のとおり申し込みます。

平成 30 年 月 日

事業場名 _____ 分会名 (支部名) _____ 分会

業 種 _____ (労働者数) _____ 人

担当者名 _____ TEL () _____

所在地 〒 _____

【個人情報の取扱いについて】

本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、当団体において安全に管理し、他の目的には使用いたしません。

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

「ストレスチェック制度とストレス軽減対策セミナー」開催のご案内 ～ 衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 ～

平成28年から実施義務となった「ストレスチェック」は、労働者が職場で感じているストレスの現状把握をするためのアンケート調査です。

アンケートの結果、ストレス度が高い労働者に対しては、産業医等との面談を推奨する義務が事業者が発生します。医師面談の結果、既に病気の兆候があると医師が判断した場合には、仕事の軽減配慮などを行うことが、事業者の安全配慮義務とされました。

人のストレスは仕事上のものだけではありませんが、事業者が何も対策をしないで、労働者がメンタル不調をきたした場合には、仕事が原因では無いと立証することも困難になります。

本研修では、労働者の健康管理を担う衛生管理者・安全衛生推進者に、ストレスチェック制度を理解していただくとともに、ストレス軽減対策についてワークを通して学んで頂きます。

50人未満の事業場では、ストレスチェックの実施は猶予となっていますので、実施されていない事業場も多いと思いますが、規模に関係無くストレスを抱える労働者は増えています。この機会にストレスとは何かについて学んで頂ければと思います。

皆様のご参加をお待ちしています。

記

1. 日 時 平成30年11月14日(水) 14:00～16:30

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、「マイカー」以外の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ (1) 「**ストレスチェック制度とストレス軽減対策**」
講 師 大田 晶子先生 (大阪産業保健総合支援センター相談員)
(2) 「**陸運事業者のためのメンタルヘルス対策について**」
講 師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 酒井 雅彦 氏

5. 受講料 無 料

6. 申し込み方法

●定員100名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）

●申込書に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、11月2日（金）までに当支部あて
FAX（06-6965-1903）でお申し込みください。

ストレスチェック制度とストレス軽減対策セミナー 申込書

事業者名 _____

電話番号 _____

氏 名	役 職 名	分会名（支部名）
(ふりがな)		
(ふりがな)		

会 員 各 位

大阪労働局長・登録教習機関第3号
登録満了日：平成31年3月30日
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

「玉掛け技能講習」の中止について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さてこの度、今年度第2回目の「玉掛け技能講習」を11月に開催する予定でしたが、実技講習の会場である日本通運(株)関西重機建設支店が事務所増築工事により、使用できなくなりました。

従いまして、同講習は中止とさせていただきますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

また、同会場につきましては、この度の事務所増築により、来年度以降も使用できなくなることから、今後は、新たな会場を確保しなければならない状況となりました。

来年度以降の実施につきましては、改めて「陸災防通報」にて、通知させていただきますので、併せて、よろしくお願い申し上げます。

なお、現在、大阪府内において「玉掛け技能講習」を実施している登録講習機関につきましては、裏面の「登録教習機関一覧」のとおりです。詳細につきましては、各登録講習機関にお問合せください。

登録教習機関一覧(玉掛け技能講習)

平成30年4月現在

	名称	郵便番号	事務所の所在地	電話番号
1	(公社)大阪労働基準連合会	540-0033	大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館	06-6942-7401
2	建設業労働災害防止協会大阪府支部	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30	06-6941-2961
3	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大阪総支部	552-0023	大阪市港区港晴2-14-25	06-6573-0952
4	(一社)日本クレーン協会近畿支部	581-0081	八尾市南本町9-1-53	072-991-3331
5	(一社)西野田労働基準協会	554-0012	大阪市此花区西九条5-3-60	06-6462-4451
6	(一社)淀川労働基準協会	532-0006	大阪市淀川区西三国2-18-16	06-6396-5601
7	(株)日本オペレーター協会 大阪特殊自動車学校	575-0012	四條畷市下田原2211	0743-78-0438
8	キャタピラー教習所(株) 近畿教習センター	567-0066	茨木市下井町1番23号	072-641-1121
9	(株)IHI技術教習所 大阪センター	571-0042	門真市深田町22-1	06-6780-6610
10	コマツ教習所(株) 近畿センタ	561-0857	豊中市服部寿町5-166	06-7711-3481
11	住友建機教習所 大阪教習センター	555-0043	大阪市西淀川区大野3-7-210	06-6476-4555
12	(株)NRS本部 全日本ロードサービススクール	585-0035	大阪府南河内郡河南町寛弘寺843-1	0721-90-3326
13	特定非営利活動法人 労働安全推進協会	634-0804	奈良県橿原市内膳町2-4-12	0744-23-2270
14	(株)日鐘 技能開発センター	566-0072	摂津市鳥飼西5-1-3-3	072-654-4088
15	(株)SK技能教習センター	571-0066	門真市泉町8-14	06-6900-6800
16	(株)レント レント教習センター大阪	551-0003	大阪市大正区千島1-29-18	06-4394-6705

トラック広報「読者アンケート」

平成30年9月号

今後ともより良い誌面作りに努めてまいりますので、皆さまの声をお聞かせください。
1社1枚とは限りません。お読みいただいた方は是非ご回答ください

記

1. 今月号の「大阪のトラガール」はいかがでしたか？

①おもしろい ②ふつう ③おもしろくない

2. 具体的にどこがおもしろかった、あるいはおもしろくなかったでしょうか？

3. 今月号全体としてはいかがでしたか？

①おもしろい ②ふつう ③おもしろくない

4. 特におもしろかった（参考になった）記事があれば教えてください。

5. 今後のトラガールの取材にご協力いただける場合は、下記事項をご記入の上、ご返送ください。

貴社名 _____ ご担当者名 _____

ご住所 _____ 連絡先電話番号 _____

6. その他、ご意見・ご要望があればお願いします。

※上記設問で該当するものに○を付け、FAX (06-6965-4039) でご回答ください。